

# TANOHATA

TANOHATA-Village Master Plan 田野畑村総合計画 2022→2029

## 後期基本計画

【令和8年度～令和11年度】



岩手県田野畑村



## 後期基本計画の策定にあたって

田野畑村長 佐々木 靖

令和4年度から11年度までの8年間を計画期間とする総合計画基本構想は、この度、折り返し点を迎えました。これに伴い、令和8年度から11年度までの4年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

前期基本計画期間の令和4年度から7年度にかけて、社会は本格的にポストコロナ期へと移行しました。経済活動の再開に伴い、原油価格の高騰や円安を背景に物価が急騰し、村民の皆さまの家計に大きな影響を与えました。これに対して、村では物価高騰対策として予算を重点的に確保し、対応に努めてまいりました。また、日本全体で人口減少の影響が顕著となり、特に人手不足とそれに伴う賃金上昇が一層明らかとなりました。村内産業においても労働者を確保できないなど、産業全体に深刻な影響を及ぼしています。

こうした社会情勢の変化のなか、前期基本計画では、基本構想に掲げた「参加・協働・創造による持続可能なむらづくり」を基本理念に、①地域資源を活かした新たな雇用の創出、②地域を支えるU・I・Jターンの促進、③結婚・出産・子育て環境の支援、④地域づくり・地域コミュニティの充実、⑤広域圏及び多様な協力・連携の推進、——の5つの重点施策に取り組んでまいりました。計画した127事業及び令和4年度以降に計画した27事業の合計154事業について、66.2%が概ね達成、18.9%が着手済みまたは事業展開中であり、全体の85%以上の事業が着実に進捗しております。特に、三陸沿岸道路チェーンベースのフルインターチェンジ化、ふるさと納税額の増加などは、確かな成果が表れ、その手応えを感じています。一方、人口減少対策、産業振興対策は、様々な事業を展開しておりますが、目標達成に向けて道半ばであることから、後期基本計画においても、村民の皆さまと関係機関の協力を得ながら、村の振興につながるよう重点的に取り組んでまいります。

計画の実現に向けた取り組みにおいては、村の未来を担う村民と村に関わる多くの関係人口の皆さまとの共創のもとに政策を立案、実行し、対話と説明責任を果たすことを大切にしておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり貴重なご提言をいただきました田野畑村総合計画審議会委員の皆さま、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの村民の皆さまに対し心より感謝申し上げます。

総合計画と基本計画の構成

1

基本構想の基本理念と基本目標

2

主要指標

3

施策の方向

4

計画の推進にあたって

5

後期基本計画

実施計画



# CONTENTS

もくじ

## 田野畑村総合計画について

### 1 総合計画と基本計画の構成

基本構想・基本計画・実施計画 ..... 6

### 2 基本構想の基本理念と基本目標

1 基本理念 ..... 7

2 基本目標 ..... 8

3 将来像 ..... 8

3 主要指標 ..... 11

4 施策の方向 ..... 19

5 計画の推進にあたって ..... 26

### ■後期基本計画

1 計画策定の目的 ..... 28

2 計画の期間 ..... 28

3 計画の位置付け ..... 29

4 基本計画の構成 ..... 29

1)むらづくりの重点施策 ..... 30

    <<田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略>>

2)領域別課題と主な施策 ..... 41

■実施計画 ..... 91

参考資料 ..... 103

# TANOHATA

TANOHATA-Village Master Plan

田野畑村総合計画 2022→2029

## 後期基本計画

【令和8年度～令和11年度】

田野畑村総合計画について

1. 総合計画と基本計画の構成
2. 基本構想の基本理念と基本目標
3. 主要指標
4. 施策の方向
5. 計画の推進にあたって

■後期基本計画

■実施計画

参考資料

# 田野畑村総合計画について

## 1. 総合計画と基本計画の構成

### 基本構想

村の最上位計画として、村の将来像を描き、その実現に向かって村民と行政が計画的にむらづくりを進めていくための指針。

■計画期間：令和4～11年度(8年間)

### 基本計画

基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。

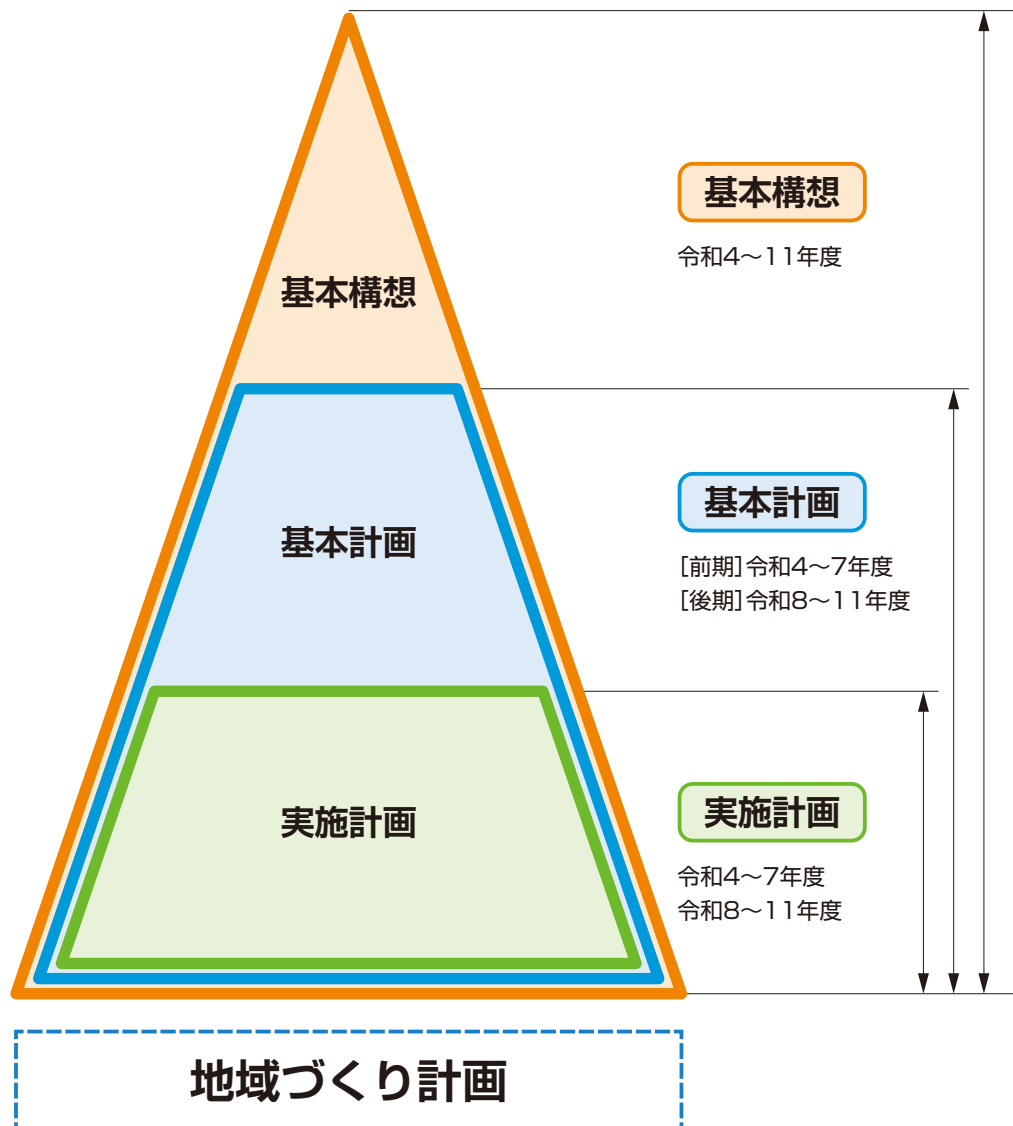
■計画期間：[前期] 令和4～7年度(4年間)

[後期] 令和8～11年度(4年間)

### 実施計画

基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。

■計画期間：基本計画開始年度から4年間



## 2. 基本構想の基本理念と基本目標

日本全体の人口が減少に向かい、少子高齢化の影響がより大きくなり、本村の持続性が危ぶまれています。今後の村づくりの目標は、「持続可能なむらづくり」でなければなりません。

### 1 基本理念

持続可能なむらづくりの方策をつらぬくのは

**「参加・協働・創造」による持続可能なむらづくり**

です。

村ではこれまでの総合計画基本構想においても、『「参加・協働・創造」によるむらづくり』を基本理念として村勢発展に努めてきました。

今後も村民や議会、行政等が基本的な考えを共通にしなが、それぞれの役割を果たし、協働していく必要があります。

平成22年4月には「協働のむらづくり基本条例」を施行しています。協働による住民自治を推進することによって生き生きとした地域社会の実現を目指します。

**「参加」は、地域づくりに主体的に参加すること**

**「協働」は、協力しあい、ともに行動すること**

**「創造」は、新しいものを自ら作り出すこと**

むらづくりは、地域住民が主体となって取り組むことが基本であり、協働のむらづくりを推進している本村にとって的を射た表現であるとともに、時代の求めにも沿っているものと考えます。

また、村の持続性実現には、村が持つ豊かな自然資源や地域の歴史や文化を基に、新たな技術や村内外とのネットワークとの融合により新たな価値をつくりだすことが必要です。

以上から、基本構想の基本理念は『「参加・協働・創造」による持続可能なむらづくり』とします。

# 田野畑村総合計画について

## 2 基本目標

基本理念を踏まえ、具体化に向けての目標像としては、

**人と自然が織りなす 心豊かな協働の村 たのはた**

とします。

この基本目標は、自然や景観が適正に保全されている環境の中で、教育や生涯学習、産業やコミュニティなど地域社会を担う人材の育成が行われることにより、保健や医療、子育て支援、高齢者福祉、防災などに関し、安心して心豊かに暮らし続けられる生活環境の向上を目指そうとするものです。住民と行政等がそれぞれの役割のもと、協力することが必要です。

## 3 将来像

その上に村民が幸せを感じながら住み続けられる持続可能なむらづくりを実現するためには持続可能な産業が欠かせません。村を支える基盤となる田野畑の豊かな自然環境や、村民、地域の力を活かし、村内外とのネットワークや新たな技術の導入等により、産業の新たな価値を創造し、これによって村民の生き生きとした生活へと繋げ、暮らし続けられる村の実現を目指します。

目指すべき将来像に向けて、6つの視点・構造的領域からその実現にせまってきます。

### (1) 村を支える基盤

#### ■環境



### 「豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります」

優れた海岸景観や多面的機能を持つ山林原野、里地里山などの豊かな自然環境を保全します。生活排水の適正処理、リサイクル活動などごみの減量化と省エネルギーの推進による地球環境問題に対する意識の向上を図ります。水洗化の普及など、安全安心な環境に負荷をかけない快適環境づくりを進めます。



**「ふるさとに愛着を抱き 人間性豊かな人材を育てます」**

幼小中連携により「子どもは地域の宝」として特性を生かした地域活動の中で社会性をはぐくむとともに、地域との連携により産業や福祉、地域コミュニティ、スポーツ、文化、芸能など多様な社会活動を支え、国際化と情報化が進む中でもふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな人材を育成するむらづくりを進めます。

(2) 産業



**「産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環・共生型の働き続けられる村を目指します」**

村の基幹である自然資源産業のさらなる振興と担い手の確保に努めるとともに、地域資源を活用した体験型観光と産業間連携の推進、機能性作目の増産、創造的起業により雇用の拡大と所得向上を図るなど、働き続けられるむらづくりを進めます。

(3) 生活



**「安全で生き生きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします」**

だれもが心身ともに健康で豊かな人生を送るために、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、健やかに産み育てるための子育て環境の充実を図るとともに、病気の早期発見・早期治療に努め、住み慣れた持続する地域で安心して安全に暮らすことができる笑顔あふれるむらづくりを進めます。

# 田野畑村総合計画について

## (4)ネットワーク

### ■交流



### 「多様な交流を大切にし 心ふれあう村をつくります」

日常生活を送るうえで基本となっている地域コミュニティ活動を再生し、地域課題解決に向けた取り組みを支援するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を実現すべく積極的な情報発信に努め、世代間、地域間、市町村間、都市住民などとのつながりを大切に、心ふれあう交流のむらづくりを進めます。

### ■交通・情報基盤



### 「誰もが容易に移動や情報を得られるよう 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます」

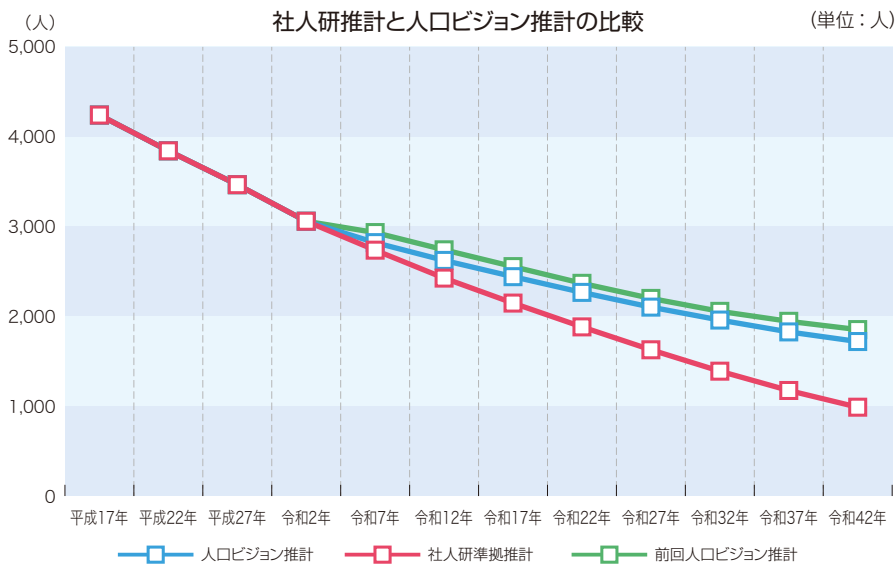
地域経済や日常生活を支えるだけでなく、救急患者の安全輸送や災害時の緊急物資輸送の基盤となる道路網や情報基盤の整備促進とその適正な維持管理に努めるとともに、効率的で利便性が高く、安定した総合インフラサービスを提供し、連携・ネットワークが深まるむらづくりを進めます。

# 3. 主要指標

## 1 人口

人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後5年間で約8パーセント減少すると推定されています。また、その後5年間ごとの減少率は拡大していく傾向にあります。

岩手県人口ビジョンと同条件である令和7年に社会増減ゼロ、出生率2.07%を達成した場合、人口減少率は抑制され、5年間ごとの減少率は6～7パーセントで推移すると推定されます。



|              | 2005年<br>平成17年 | 2010年<br>平成22年 | 2015年<br>平成27年 | 2020年<br>令和2年 | 2025年<br>令和7年 | 2030年<br>令和12年 | 2035年<br>令和17年 | 2040年<br>令和22年 | 2045年<br>令和27年 | 2050年<br>令和32年 | 2055年<br>令和37年 | 2060年<br>令和42年 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 社人研R5推計      | 4,241          | 3,843          | 3,466          | 3,059         | 2,737         | 2,426          | 2,148          | 1,883          | 1,628          | 1,390          | 1,175          | 989            |
| 人口ビジョン推計     | 4,241          | 3,843          | 3,466          | 3,059         | 2,821         | 2,623          | 2,442          | 2,267          | 2,103          | 1,959          | 1,827          | 1,720          |
| 前期計画人口ビジョン推計 | 4,241          | 3,843          | 3,466          | 3,059         | 2,933         | 2,741          | 2,554          | 2,368          | 2,200          | 2,056          | 1,945          | 1,853          |

※社人研推計 (R5推計) …令和2年度までは国勢調査人口、令和7年度は国勢調査基準日の10月1日の実績値。令和12年以降は社人研の令和5年度推計に基づき推計

※人口ビジョン推計…令和2年度までは国勢調査人口、令和7年度は国勢調査基準日の10月1日の実績値。令和12年以降は合計特殊出生率2.07を達成した場合で推計

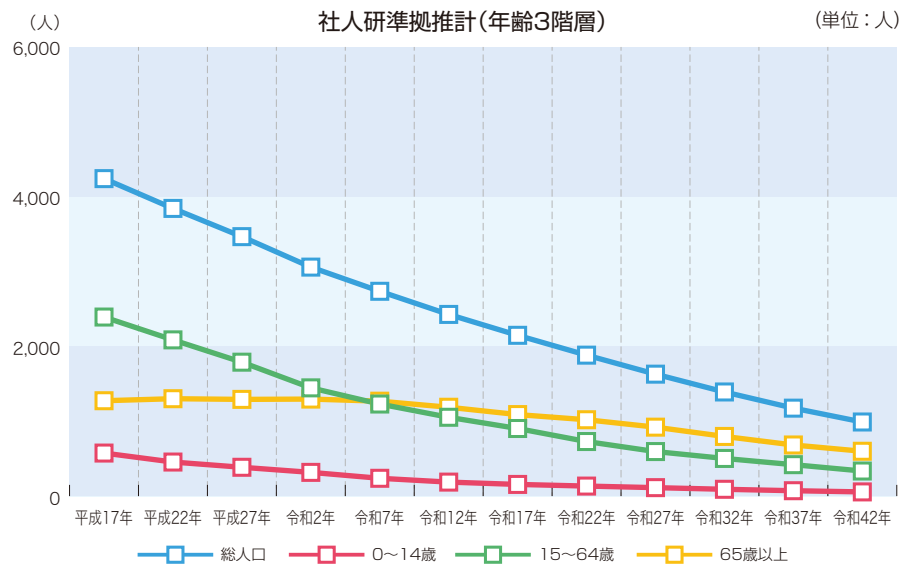
※前期計画人口ビジョン推計…令和3年独自推計

# 田野畑村総合計画について

## 2 年齢階層別の人口

### 2-1 社人研推計

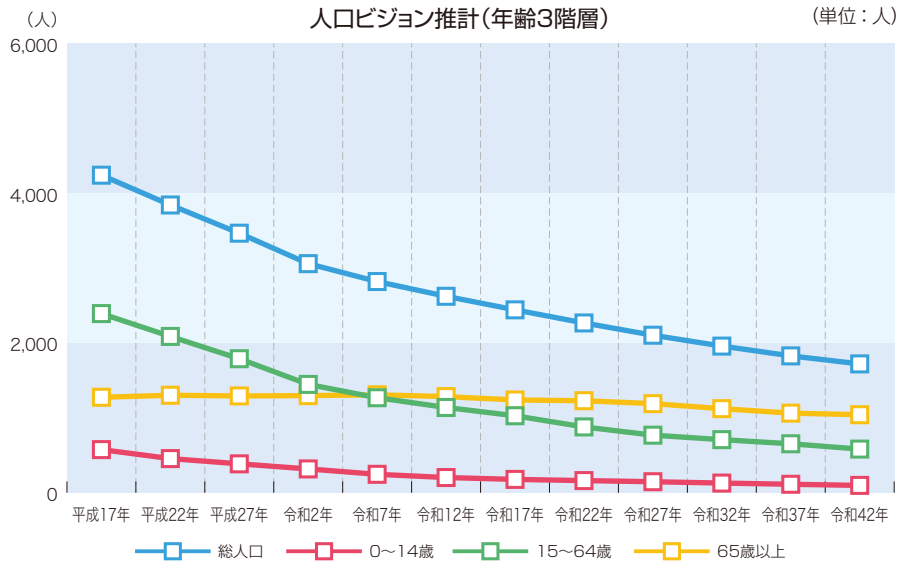
年齢階層別の人口はいずれの年齢層も減少すると推定されています。15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少率が大きく、令和7年以降は生産年齢人口が65歳以上の人口を下回ると予想されています。15歳未満の子供の人口も減り続け、25年後の令和27年には約3分の1まで減少すると予想されています。



|        | 2005年<br>平成17年 | 2010年<br>平成22年 | 2015年<br>平成27年 | 2020年<br>令和2年 | 2025年<br>令和7年 | 2030年<br>令和12年 | 2035年<br>令和17年 | 2040年<br>令和22年 | 2045年<br>令和27年 | 2050年<br>令和32年 | 2055年<br>令和37年 | 2060年<br>令和42年 |
|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総人口    | 4,241          | 3,843          | 3,466          | 3,059         | 2,736         | 2,427          | 2,148          | 1,883          | 1,629          | 1,391          | 1,175          | 990            |
| 0~14歳  | 575            | 455            | 385            | 317           | 238           | 187            | 156            | 134            | 113            | 91             | 72             | 56             |
| 15~64歳 | 2,392          | 2,087          | 1,789          | 1,446         | 1,230         | 1,053          | 903            | 729            | 595            | 503            | 420            | 335            |
| 65歳以上  | 1,274          | 1,301          | 1,292          | 1,296         | 1,268         | 1,187          | 1,089          | 1,020          | 921            | 797            | 683            | 599            |

## 2-2 人口ビジョン推計

令和12年度に社会増減ゼロ、合計特殊出生率2.07を達成した場合、約10年間はいずれの年齢層も減少すると推定されますが、以後、15歳未満の子供の人口の減少が止まり、生産年齢人口の減少も緩やかになると推定されます。

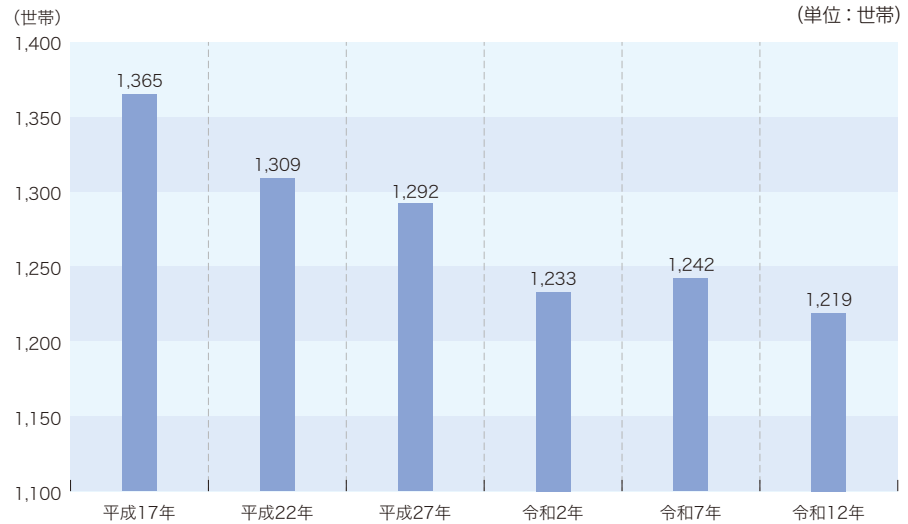


|        | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  | 令和7年  | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 | 令和32年 | 令和37年 | 令和42年 |
| 総人口    | 4,241 | 3,843 | 3,466 | 3,059 | 2,820 | 2,623 | 2,442 | 2,267 | 2,103 | 1,958 | 1,827 | 1,720 |
| 0~14歳  | 575   | 455   | 385   | 317   | 245   | 202   | 177   | 161   | 146   | 128   | 112   | 97    |
| 15~64歳 | 2,392 | 2,087 | 1,789 | 1,446 | 1,268 | 1,138 | 1,027 | 878   | 768   | 708   | 653   | 582   |
| 65歳以上  | 1,274 | 1,301 | 1,292 | 1,296 | 1,307 | 1,283 | 1,238 | 1,228 | 1,189 | 1,122 | 1,062 | 1,041 |

# 田野畑村総合計画について

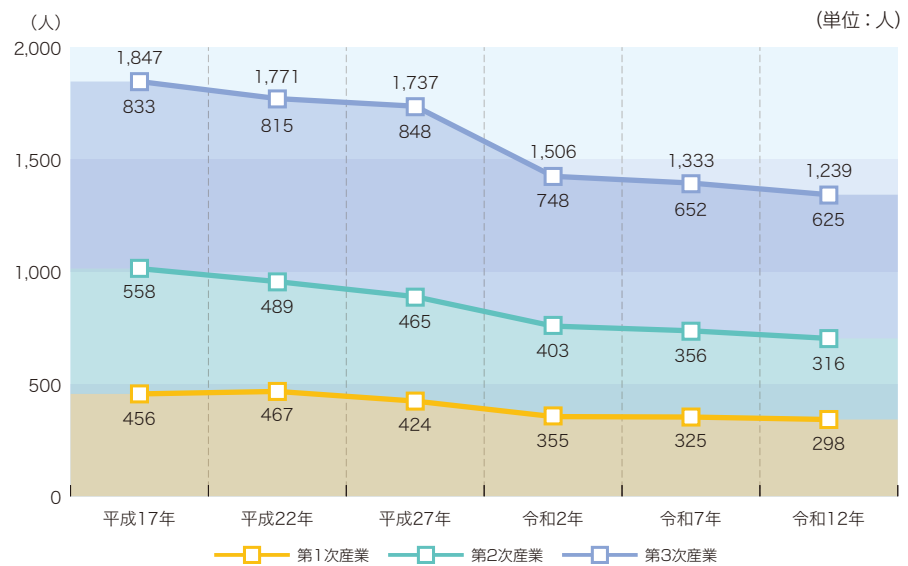
## 3 世帯数

世帯数は、微減傾向で推移すると見込まれていますが、年々減少率が高まると推計されています。1世帯平均の人数は、5年間で0.2ずつ減少し、核家族化が進行すると推定されています。



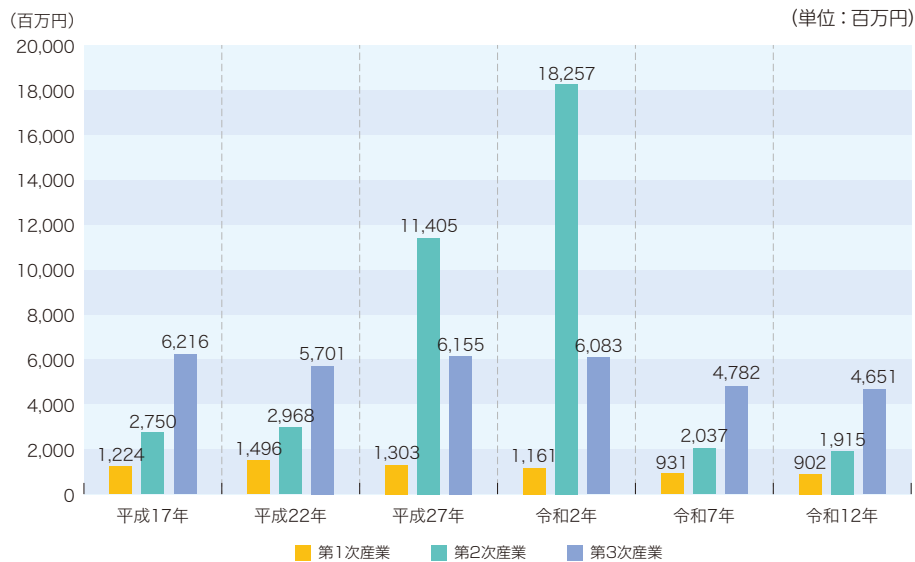
## 4 就業人口

人口減少に伴い、産業別の就業人口も全産業で減少すると推計されています。



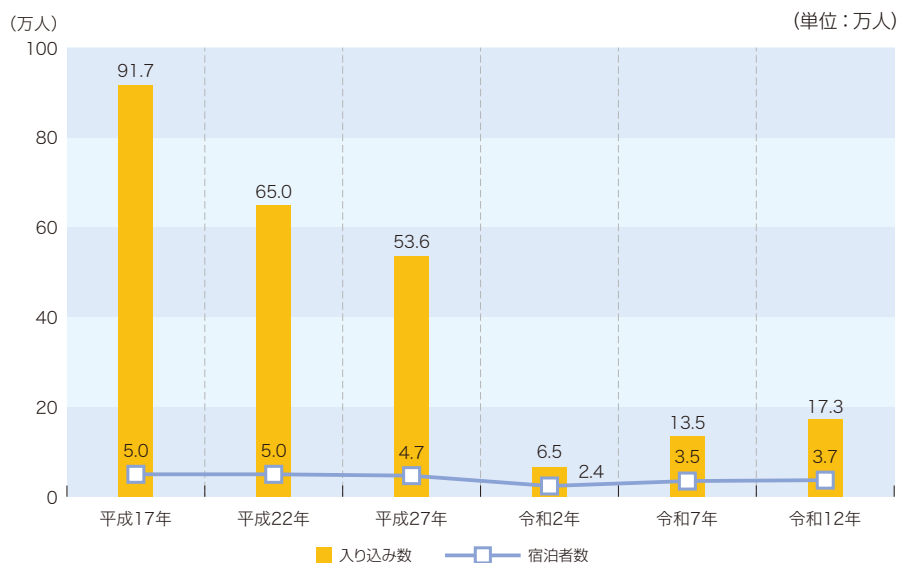
## 5 産業別純生産額

産業別純生産額は、震災後の復旧・復興事業の完了に伴い、2次産業は大きく減少するものと推測されています。1次産業及び3次産業も中長期的には総人口の減少に伴い生産額が減少していくものと予想されています。



## 6 観光客の入り込み数

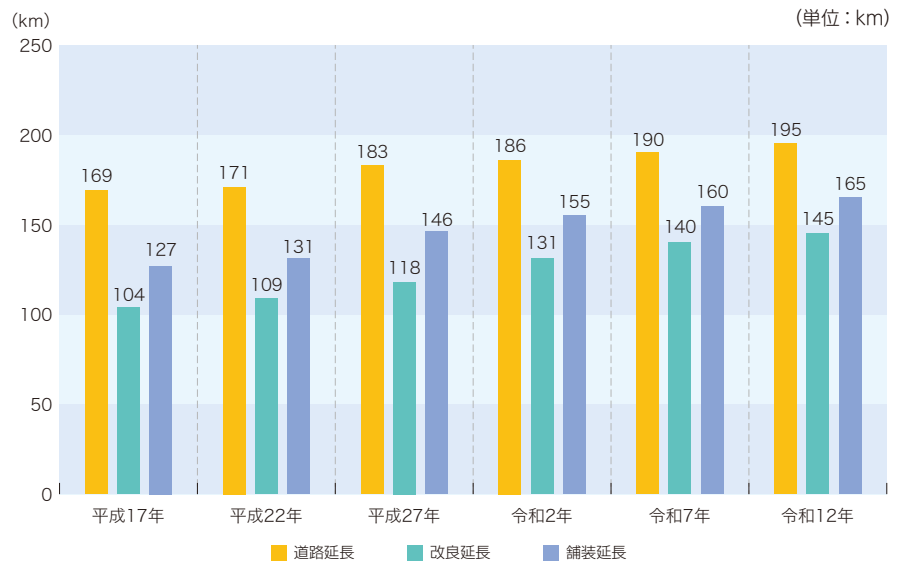
観光客の入り込み数は、東日本大震災以後回復傾向を示した時期もありましたが、台風災害、新型コロナウイルス感染拡大に伴い大きく落ち込んでいます。コロナ後の回復を目指した取り組みを進めていますが、回復には時間を要することが予測されます。



# 田野畑村総合計画について

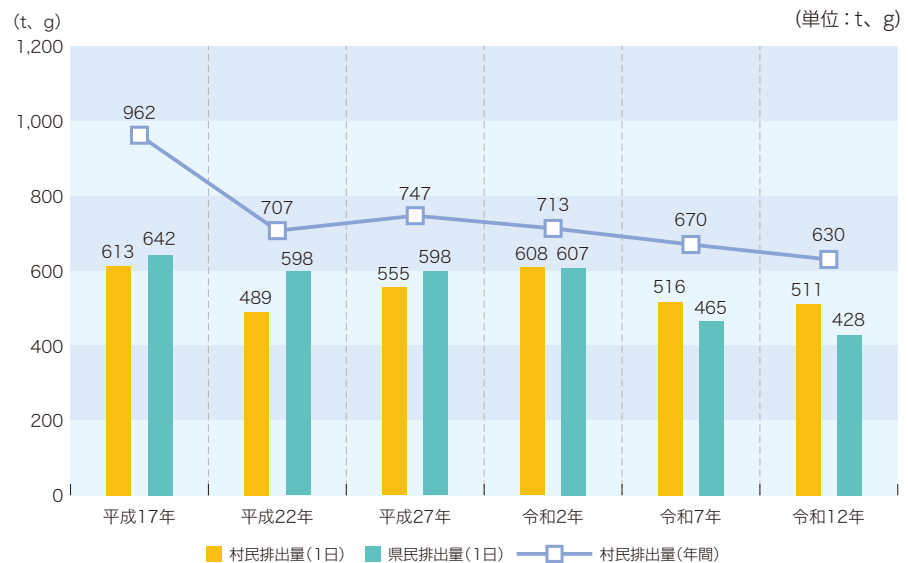
## 7 村道の整備

村道の整備は、東日本大震災復旧復興事業の完了等により、今後は整備した道路の長寿命化、更新が中心となることから、実延長や改良・舗装延長の増加率は減る見込みです。



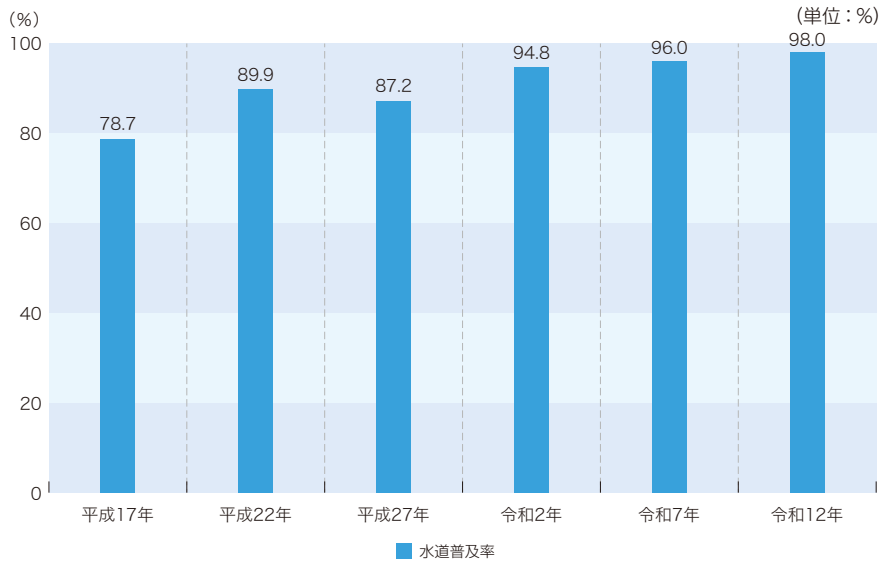
## 8 ごみ排出量(家庭系)

家庭系のごみ排出量は、県平均を下回っていましたが、令和2年度にわずかに上回っています。資源ごみのリサイクル活動の推進や分別の徹底などにより減少傾向で推移するよう一人一人が努める必要があります。



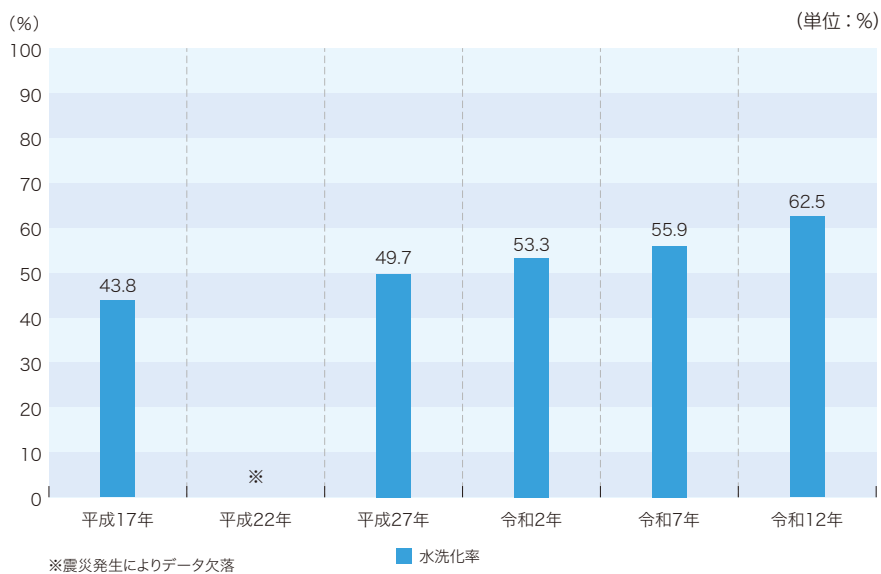
## 9 水道普及率

上水道の普及率は、沼袋地区で水道施設が整備された後に90%近くまで上昇し、令和2年度末時点で94.8パーセントまで向上しています。



## 10 汚水処理施設整備

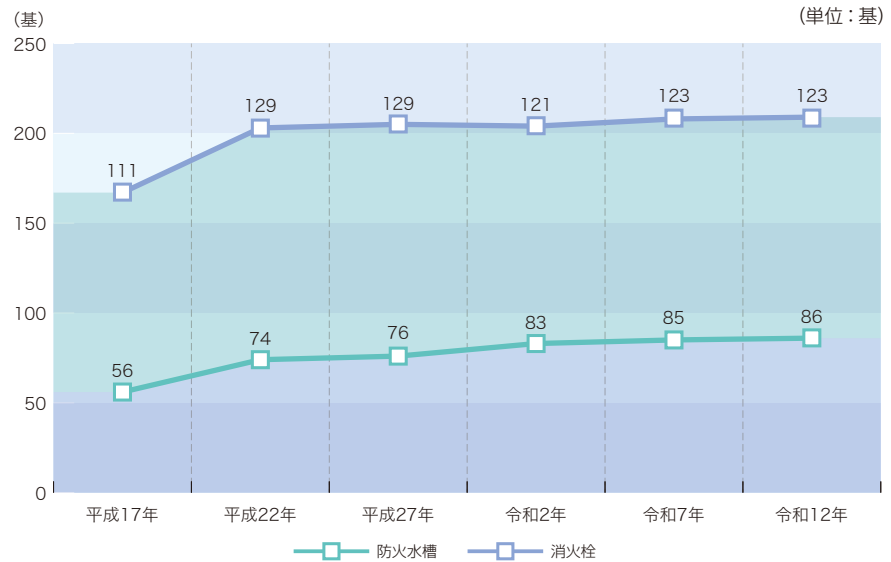
汚水処理施設は、東日本大震災による被災施設の復旧も完了し、令和7年度末の汚水処理率は55.9パーセントまで向上しました。今後は、トイレ水洗化の推進と浄化槽の整備普及に努めていきます。



# 田野畑村総合計画について

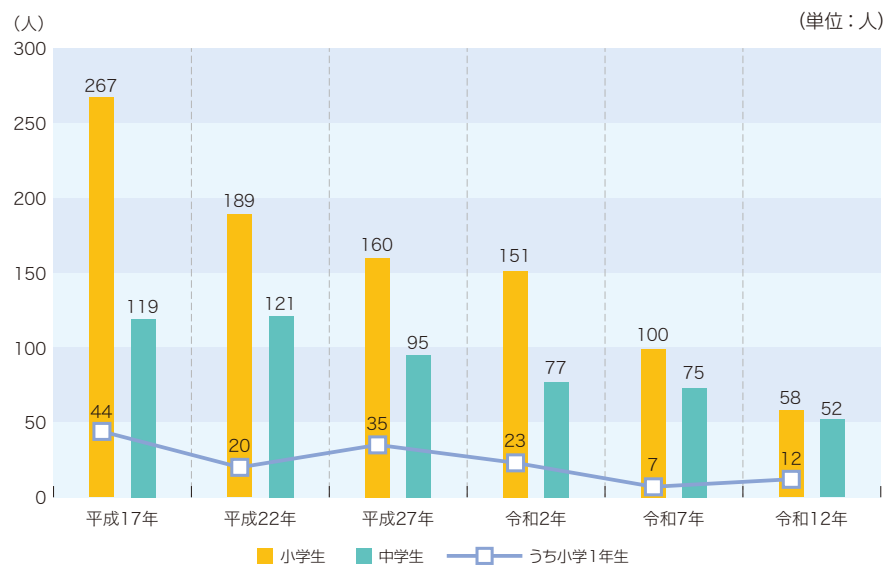
## 11 消防防災水利施設

村民の財産と生命を守るため、消火栓や防火水槽の計画的な整備に努めています。



## 12 児童生徒数

児童生徒数は今後においても減少傾向で推移し、令和7年度からは1学年10人以下の学年が生じています。また令和12年度からは、小学校で複式クラスの設置が見込まれています。



## 4. 施策の方向

6つの構造的領域ごとに設定した将来像の実現に向けて、それぞれの領域と項目での施策の方向を次のように定め、実現を目指します。

### (1) 豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

#### ■環境保全



人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

- ◆自然環境  
優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します
- ◆景観形成  
自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます
- ◆地球温暖化防止  
環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します

#### ■生活環境



快適な生活環境づくりを推進します

- ◆ごみ・し尿処理  
ごみ排出量削減の取り組みを推進します
- ◆上下水道  
上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります
- ◆住宅・公園  
憩いのある住居環境や公園づくりを進めます

#### ■エネルギー



持続可能なエネルギーの導入を推進します

- ◆エネルギー  
再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギー自給率100%の村を目指します

# 田野畑村総合計画について

## (2) 安全で生き生きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

### ■保健

#### 心と体の健康づくりを推進します

##### ◆健康づくり

心のケアの充実と生活習慣の改善を図ります

##### ◆母子保健

子どもを健やかに産み育てる環境をつくります

##### ◆成人保健

健康診査の受診率向上を図ります

##### ◆歯科保健

虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます

##### ◆感染症対策

各種予防接種の接種率を向上させます



### ■医療

#### 「病診連携」による広域医療体制を強化します

##### ◆医療

1次医療サービスの充実を図ります



### ■福祉

#### 誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

##### ◆児童福祉

自然と人の絆が育む子育て環境を推進します

##### ◆高齢者福祉

住み慣れた地域で生活ができるよう支援します

##### ◆障がい者福祉

誰もが持てる能力を十分に発揮できる社会参加を支援します



■消防・安全



安全で安心で強くなやかな地域社会をつくります

◆消防・防災

事前防災と住民の協働による防災活動を促進します

◆安全

犯罪と交通事故のない安全な地域社会をつくります

■定住促進



定住環境の充実を図ります

◆定住・移住

村の魅力を向上させ、人口減少率の低減を図ります

(3)ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

■教育



進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

◆家庭教育・就学前教育

家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します

◆学校教育

幼小中連携及び地域と一体となった教育の推進を図ります

■青少年の健全育成

心身ともに健全で心豊かな青少年を育成します

◆青少年の健全育成

社会性を育む体験的な活動を充実させます

# 田野畑村総合計画について

## ■生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、多様な人材を育成します

### ◆生涯学習

村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します

### ◆スポーツ活動

生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります

3 すべての人に  
健康と福祉を



## ■芸術・文化

貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承を推進します

### ◆芸術・文化

芸術・文化に親しむ機会を提供します

## ■男女共同参画

性別や年齢による固定観念にとらわれない社会を実現します

### ◆男女共同参画

女性や若者の社会参画の機会を確保します

16 平和と公正を  
すべての人に



(4) 産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

## ■農業

安定的な農業生産を推進します

### ◆畜産

営農継続と担い手の経営強化を推進します

### ◆農産園芸

人・土地を有効に活かした農業を推進します

2 飢餓を  
ゼロに



12 つくる責任  
つかう責任



■林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

◆森林業

森林整備と森林サービス産業の育成に努めます

◆林業

民有林の除間伐と路網整備を推進します



■水産業

資源管理型漁業を促進し、経営の安定化を図ります

◆水産業

栽培漁業を推進し、経営の安定化を図ります



■商工業

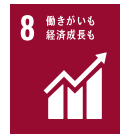
商工業の活性化と安定した経営を支援します

◆商業

中小企業との連携を強化し、持続可能な地域経済の振興を図ります

◆製造業・建設業

的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります

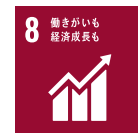


■雇用・労働

安定経営による雇用の場の確保と創出に努めます

◆雇用・労働

質の高い労働力の確保に努めます



■観光

観光の魅力を向上させ、新たな交流人口拡大を図ります

◆観光

体験型観光の充実による「観光の村」を目指します

# 田野畑村総合計画について

## (5) 多様な交流を大切にし、心ふれあう村をつくります

### ■地域コミュニティ



#### 地域コミュニティ活動の活性化を図ります

##### ◆住民自治

地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します

##### ◆協働

「地域づくり計画」の実現を支援します

##### ◆まちの拠点づくり

まちの拠点として機能する役場庁舎整備を検討します

### ■都市との友好と交流

#### 都市との交流の促進により活力ある地域づくりを推進します

##### ◆都市との友好と交流

村との縁を大切に交流の輪を守り育てていきます

## (6) 誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

### ■道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

#### ◆国道・県道・村道

地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます



### ■公共交通

効率的で利便性の高い交通体系を構築します

#### ◆公共交通

予約運行交通の利便性の向上を図ります



### ■情報

情報通信基盤を充実させ、利活用能力の向上を図ります

#### ◆情報通信

情報通信格差の解消に努めます

#### ◆情報発信

多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます



## 5. 計画の推進にあたって

### 1 適切な行財政の運用

行財政の構造改革の継続的な取り組みを進め、プライマリーバランスを堅持するとともに、行財政の健全な運営を図ります。

重要な計画等の企画立案、実施及び評価等の過程において、村民参加の拡大に努めます。

村民との対話により行政ニーズを的確に把握し、迅速に対応する行政運営に努めます。

事業実施にあたっては、コストの節減に努めながら、優先度と緊急度、選択と集中、より有利な補助事業の活用等に意を注ぎ、最大の行政効果が得られるよう努めます。

### 2 住民と行政の役割と協働

村民との信頼関係を深めるとともに、地域におけるさまざまな課題を解決するためお互いの知恵と力を出し合う協働によるむらづくりを推進します。

地域づくり計画を実現するためのむらづくり活動やコミュニティ活動を促進するための必要な支援に努めます。

むらづくり活動の支援にあたっては、村民活動の自主性及び自律性を尊重し、総合的かつ計画的に行います。

### 3 情報公開と情報発信

村民と行政との協働によるむらづくりを進めるために、村政に関する情報を積極的に提供し、共有していくことに努めます。

広報誌やホームページなどにより、村民への分かりやすい情報の提供と発信に努めます。

行政情報の公開と提供できる環境を充実させ、村民との相互信頼関係の構築に努めます。

個人の権利や利益を守るため、個人情報厳格に取り扱います。

村への人の呼び込みや、関係人口増加を目指し、各種媒体を活用して地域の魅力の情報発信を行います。

# 後期基本計画

## 【令和8～11年度】

|          |                       |    |
|----------|-----------------------|----|
| <b>1</b> | 計画策定の目的               | 28 |
| <b>2</b> | 計画の期間                 | 28 |
| <b>3</b> | 計画の位置付け               | 29 |
| <b>4</b> | 基本計画の構成               | 29 |
|          | 1)むらづくりの重点施策          | 30 |
|          | 《田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略》 |    |
|          | 2)領域別課題と主な施策          | 41 |

# 後期基本計画

## 1 計画策定の目的

村では、「田野畑村総合計画」【基本構想】(令和4年度～11年度)ならびに「田野畑村総合計画」【前期基本計画】(第12次、令和4年度～令和7年度)を策定し、重点施策においては重要業績評価指数(KPI)による進捗状況の把握、その他事業においても事業計画/事業一覧によるローリング作業を実施しながら、さまざまな取り組みを展開してきました。

このたび、第12次である前期基本計画が令和7年度で満了となることから、「田野畑村総合計画」【基本構想】の基本理念はそのままに、時代に即した村勢発展を目指して、後期基本計画(第13次、令和8年度～11年度)を策定するものです。

## 2 計画の期間

後期基本計画は、田野畑村総合計画基本構想の考え方を受け、基本構想の計画期間(8年間)の後半となる、令和11年度を目標年次とした令和8年度からの4カ年計画です。

### 3 計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想に掲げられた将来像やむらづくりの基本目標を実現するため、むらづくりの体系に沿って各領域の基本目標や項目ごとの基本方針を定めるもので、次のように位置付けています。

- 村勢発展のための中期的な村政運営の指針となるものです。
- 村民や村内各種団体、組織などにおいて、行政との一体的な活動及び自主的な活動を誘発するための指針となるとともに、国や県などの行政機関に対して、協力と支援を期待するものです。
- 計画の推進に当たっては、時代や経済情勢の急激な変化などに的確に対応するため、柔軟かつ弾力的な実施に努めます。

### 4 基本計画の構成

後期基本計画の構成は、次のとおりです。

- 1) むらづくりの重点施策
- 2) 領域別課題と主な施策

# 後期基本計画

## 1) むらづくりの重点施策

### 《田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略》

国は、急速に進展する少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に向けた取り組みを推進してきました。令和元年12月には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和4年12月には、今までの取り組みにデジタルの力を活用し、加速化・深化を図る観点から「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、更なる地方創生に向けた取り組みの推進を行うこととしました。

村においても、平成26年11月制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少対策に重点的に取り組むため「田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、重点事業として実施しました。前期計画においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた「田野畑村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を盛り込み、5つの重点施策として定め取り組んできました。

これらの取り組みにより、計画で定めた目標を達成した項目もありますが、人口減少・少子高齢化に歯止めがかかっておらず、2015年(平成27年)に定めた25年後(2040年)の「人口目標3,000人程度」に対して、2020年(令和2年)の国勢調査における人口は3,059人まで減少。2026年(令和8年)1月1日の住民基本台帳上における人口は2,800人まで減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和5年)」によると25年後の2045年(令和27年)の推計人口は1,632人まで減少するとされています。

村では、令和11年度までに社会増減ゼロ、出生率2.07の実現を目標とし、2045年(令和27年)の人口目標を2,200人程度とすることで、持続的な地域社会の構築を目指します。そのためには、引き続き総合的な人口減少対策が重要であることから、前期基本計画と同様に5つの重点施策を定め取り組むこととします。

### 重点 施策

## 1. 地域資源を活かした新たな雇用の創出

### 現状と課題

農林水産業に共通して見られる第1次産業の状況としては、高齢化、後継者・担い手不足等による生産量の減少が課題となっています。また気候変動による品目の変化、収量の減少などに対し、県や産業団体と連携して取り組みを進める必要があります。

商工業では、小売業などの小規模事業者における後継者不足や事業承継が課題です。また地域の人口が減少する中、今までの売り上げを確保することが難しくなっています。比較的規模の大きな製造業や建設業においては、復興事業が一巡したうえ、燃料費や原材料費、人件費が高騰し、急速に経営を圧迫しています。

観光業においては、新型コロナウイルス禍での観光客の減少傾向から回復しつつあり

ます。みちのく潮風トレイルや道の駅たのはたなど、新たな観光素材を活用した振興が期待されています。一方、観光業に携わる労働者は減少し、受け入れ態勢の維持が課題となっています。

村の雇用を支える第三セクターは、業績が好調な事業者とそうでない事業者の明暗が分かれています。本来の目的である安定した雇用の創出と確保、地域の産業をけん引する経営が強く求められています。

## 取り組み方向

第1次産業の担い手確保・育成や経営強化、高付加価値化に向けた具体的な取り組みを集中支援するとともに、デジタル技術の活用やアグリテック、スマート漁業の導入により、生産性の向上と働き手不足の解消を目指します。また、収益性の向上と雇用の創出のため、企業や産業団体、第三セクターが連携し、加工・販売の取り組みを進めます。

商工業の持続的な経営と新規起業家への支援を拡充し、地域雇用の創出を目指します。後継者不足の課題に対しては、第三者への事業承継を円滑に進める体制づくりを商工会などと連携して進めます。第三セクターの経営強化を図り、事業者との連携機会の創出を図ります。

製造業や建設業においては、新たな需要を捉えた関連業種への参入といった持続的な事業運営の展開を支援します。建設業等の経営を支える要素のひとつとなっている公共事業においては、従来のような新たな施設を「作る」公共事業から、既存のインフラを「守り」、老朽化した公共施設を「壊す」公共事業へとシフトしていくなど、地域の雇用を守る政策を実施します。

観光業においては、推進体制づくりや関連事業者に対する支援を進めます。また雇用のミスマッチを解消するよう、観光業のブランディングの向上を図り、就労者の確保に努めます。

道の駅たのはた及び6次化推進協議会を中心として、商品開発及び産業間連携に取り組むとともに、商工業者の持続的な経営と新規起業家等への支援を拡充し、地域雇用の創出を目指します。

## 具体的な施策・事業

### ①第1次産業後継者育成事業

第1次産業従事者（OB含む）が、意欲がある者を対象に、技術・ノウハウを継承する取り組みを支援します。

#### [具体的な取り組み]

- ・第1次産業の担い手の育成と確保対策の推進
- ・第1次産業の新規就業者支援のための実践研修制度の充実
- ・村の特産品ブランド化の検討と栽培の推進
- ・産地づくりに向けた振興野菜生産拡大の推進
- ・水産の生産振興に向けた採介藻生産拡大の推進
- ・栽培漁業の推進

# 後期基本計画

- ・U・I・Jターン受け入れの取り組みと連動した意欲ある方の呼び込みの推進
- ・デジタル技術など新たな第1次産業技術の導入検討

## ②特産品開発・PR推進事業

村産品を活用した特産品開発と生産体制の構築を進めます。

### [具体的な取り組み]

- ・田野畑村産業開発公社や道の駅たのはたを軸とした商品企画・試作・テスト販売等による特産品開発
- ・村内における村産品加工の推進
- ・新たな販路開拓に向けた商談会への参加、物産展等での販促・販路開拓
- ・情報発信、商品企画提案、業務用需要に対する営業活動
- ・6次産業化推進協議会と連携した事業推進
- ・地域ブランド育成の推進
- ・生産者支援の強化
- ・ふるさと納税返礼品の開発支援の推進

## ③観光推進体制の強化

本村の恵まれた自然とその豊かな恵みを受ける第1次産業との連携、みちのく潮風トレイルなど体験型やアクティビティを活用した観光商品の開発・実施に取り組み、情報発信と観光施策の推進を強化します。

少子高齢化と人口減少により観光業の従事者が減少していることから、受け入れ体制の見直しを検討し、観光事業者の経営改善を図ります。

多様な旅行者のニーズに応え、持続的な交流人口の拡大を目指します。その実現に向け、地域社会と観光事業者の共創を推進し、持続可能な観光地づくりに取り組みます。

### [具体的な取り組み]

- ・新たな観光商品の開発
- ・観光推進体制の強化
- ・おもてなしの村づくりの推進
- ・体験型観光の推進
- ・観光客誘致宣伝活動の推進
- ・教育旅行誘致活動の推進
- ・ジオツーリズムの推進
- ・みちのく潮風トレイルの推進
- ・宮古広域及び久慈広域との連携による誘客

## ④第三セクターの経営強化

労働人口の減少に対応できるよう、業務内容の改善、マルチワークの推進など体制の構築を図ります。

安定雇用の維持に向けた経営改革、新事業の展開などを目的に、地元金融機関や関係機関と連携し、第三セクターの経営強化を図ります。

**【具体的な取り組み】**

- ・経営改善計画策定、実施に対する支援
- ・企業内におけるマルチワークの推進
- ・職員のスキルアップに向けた外部研修への派遣、OJTの実施
- ・人材の育成及び確保
- ・企業価値の向上とブランディング強化の支援

**⑤企業誘致活動及び起業支援**

企業の地方移転需要の高まりを捉えた企業誘致環境整備を検討します。また、新規起業や新分野への事業展開を図る地元企業への支援を拡充します。

**【具体的な取り組み】**

- ・高速通信回線を活用した地域情報化の推進
- ・中小企業振興支援の推進
- ・起業化の促進
- ・ネット販売の推進
- ・サテライトオフィス等の環境整備
- ・新規起業や新分野への事業展開を図る企業への支援
- ・誘致企業等の新たな事業展開、事業拡大への支援

**■重要業績評価指数(KPI)**

| 区 分               | 令和8年    | 令和9年    | 令和10年   | 令和11年   |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 起業・創業者数(者)        | 1       | 1       | 1       | 1       |
| 新商品の開発(商品化)数(件)   | 5       | 5       | 5       | 5       |
| 体験観光者数(人/年)       | 5,000   | 5,200   | 5,400   | 5,600   |
| 道の駅たのはたの利用者数(人/年) | 220,000 | 220,000 | 220,000 | 220,000 |
| 道の駅たのはたの売り上げ(万/年) | 12,000  | 12,000  | 12,200  | 12,200  |

# 後期基本計画

## 重点 施策

## 2. 地域を支えるU・I・Jターンの促進

### 現状と課題

少子高齢化が加速度的に進む中、人口減少対策は本村に限らず、地方公共団体の大きな課題となっています。持続可能な地域の維持を図るため、U・I・Jターンを促進することは不可欠な取り組みです。

移住希望者のニーズが多様化し、住居、仕事、子育て環境といった生活全般を包括的に支援する必要性が課題として挙げられています。また、受け入れ可能な住居の確保や、移住者のニーズを深く理解した相談体制の構築も喫緊の課題となっています。

### 取り組み方向

住居探し、就職支援、子育てに関する情報提供をワンストップで対応できるよう、包括的な支援体制の強化に取り組みます。

対象者へのアプローチは、首都圏で開催される移住フェアなどのイベントへの参加、村出身者で組織する在京田野畑村ふるさと会との連携により、直接移住希望者と交流する機会を創出します。また地域の活性化に貢献してくれる人材を確保するため、地域おこし協力隊の募集や大学との連携事業の実施等により関係人口の創出も積極的に行い、新たな人材が地域に関わるきっかけを作っていきます。

村ホームページや公式フェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用し、村の魅力を情報発信することで、関係人口の拡大を図ります。

### 具体的な施策・事業

#### ①U・I・Jターン受け入れ環境の整備

田野畑らしい暮らし、働き方等の情報発信に取り組みます。また、外部交流窓口の一本化により、村出身者、村にゆかりのある方、民間企業、交流・友好都市、大学等との連携及び調整の円滑化を図ります。地域おこし協力隊等の制度を活用し、移住者を積極的に呼び込みます。

#### [具体的な取り組み]

- ・移住支援相談員の配置(役場内に相談窓口を開設)
- ・外部交流窓口の一本化
- ・移住相談ワンストップ窓口の設置(各種支援制度の情報提供)
- ・地域おこし協力隊等の制度活用による移住者の呼び込み
- ・在京田野畑村ふるさと会と連携したUターン事業の推進
- ・早稲田大学など教育・研究機関との連携・協働事業による関係人口の創出

## ②居住環境の向上

空き家修繕費補助の充実など居住環境向上に取り組めます。移住支援は、移住後もフォローを継続し、定着率アップを目指します。

お試し移住体験として、数日～数カ月の生活体験用住宅を用意して、村の暮らしを体験していただく機会を提供します。また、インターンシップの受け入れ先を確保し、求める人材の条件を明示して発信します。体験を通じて双方が適不適の判断をすると共に、つながりをより深めるマッチングを進めます。

### [具体的な取り組み]

- ・ 村営住宅の整備など住環境の向上
- ・ 定住用住宅の確保及び修繕等の補助の拡充
- ・ 居住環境の向上(浄化槽設置、水洗化の普及等)
- ・ お試し移住体験(たのはた生活体験モニター)の実施
- ・ インターンシップの実施

## ③観光推進体制の強化(再掲)

本村の恵まれた自然とその豊かな恵みを受ける第1次産業との連携、みちのく潮風トレイルなど体験型やアクティビティを活用した観光商品の開発・実施に取り組む、情報発信と観光施策の推進を強化します。

少子高齢化と人口減少により観光業の従事者が減少していることから、受け入れ体制の見直しを検討し、観光事業者の経営改善を図ります。

多様な旅行者のニーズに応え、持続的な交流人口の拡大を目指します。その実現に向け、地域社会と観光事業者の共創を推進し、持続可能な観光地づくりに取り組みます。

### [具体的な取り組み]

- ・ 新たな観光商品の開発
- ・ 観光推進体制の強化
- ・ おもてなしの村づくりの推進
- ・ 体験型観光の推進
- ・ 観光客誘致宣伝活動の推進
- ・ 教育旅行誘致活動の推進
- ・ ジオツーリズムの推進
- ・ みちのく潮風トレイルの推進
- ・ 宮古広域及び久慈広域との連携による誘客

## ④田野畑村の魅力情報発信の強化

村への関心度を高めるため、観光・なりわい・伝統文化等、地域の魅力について戦略的に情報発信を行います。

# 後期基本計画

## [具体的な取り組み]

- ・イメージ戦略の検討
- ・情報発信PRの媒体づくり
- ・首都圏の「移住フェア」への参加
- ・SNSを活用した情報発信
- ・県内マスメディアと連携した情報発信

## ■重要業績評価指数(KPI)

| 区 分                     | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| U・I・Jターン者用空き家バンク登録戸数(戸) | 1     | 1     | 1     | 1     |
| U・I・Jターン者数(人)           | 50    | 50    | 50    | 50    |
| ふるさと納税寄附者数(人/年)         | 2,000 | 2,250 | 2,500 | 2,750 |
| 村ホームページアクセス数(千回/年)      | 500   | 550   | 600   | 650   |
| 地域アプリによる情報発信件数(回/年)     | 600   | 600   | 600   | 600   |

## 重点 施策

### 3. 結婚・出産・子育て環境の支援

#### 現状と課題

結婚祝金の支給など婚姻を促す制度を整え、結婚から出産、子育てまで、切れ目のない支援制度を創設し取り組んできました。しかし、平成30年度以降は年間の出生数が10人程度まで減少しており、制度創設後も少子化の流れを止めることができていません。

妊婦健診の公費負担、保育料や医療費助成制度の拡充など子育て支援の充実を図ってきましたが、近隣市町村も横並びに制度を整えていることから、違いを打ち出せるかが重要となっています。

教育面では、小中連携教育を通して、心身の成長や学びの連続性確保等に取り組んでいますが、多様な学習機会の不足や少子化による人間関係の固定化、協調性や競争意識の欠如が課題として挙げられます。

#### 取り組み方向

結婚・出産・子育て環境のさらなる向上のため、婚姻や子育て、教育に係る経費助成の維持、保育環境の改善、小中学校の学習環境の改善に努めます。金銭面を含めた、あらゆる側面を包括的に支援することにより村内居住を促進し、子育て環境を理由に離村することがない状況を目指します。

また、妊娠から出産、出生から高校生までの医療費助成を継続し、出産子育ての負担の軽減を図ります。

小中学生及び高校生を対象に、多様な学習機会の創出による学力向上を図っていきます。またスポーツや地域活動を支援し、異なる年齢や世代、地域住民等との交流を促進

します。

U・I・Jターン施策と連動し、村の子育て支援制度について積極的にPRします。

## 具体的な施策・事業

### ①出産・子育て支援策の充実

#### [具体的な取り組み]

- ・妊婦健診無料化・不妊治療への助成
- ・出産の負担に対する軽減策の検討
- ・里帰り出産への支援
- ・乳幼児から高校生を対象とした医療費無料化の継続
- ・たのはたこども園の利用料無料の継続
- ・子育て世帯へのケア、サポート体制の強化
- ・保育サービス向上の推進
- ・幼小中連携教育の推進(ICT環境の充実、異文化交流の推進等)
- ・教材費の一部助成(小中学校)
- ・発達発育・思春期支援活動の推進
- ・地域における子育て支援活動の推進
- ・奨学金制度拡充の検討
- ・経費助成等子育て情報の発信
- ・子育てと就労が両立できる環境づくりと支援
- ・子育て支援制度の情報発信

### ②若者交流イベント等の開催

同世代で交流する機会を創出するため、イベントや異業種間交流等を開催します。

#### [具体的な取り組み]

- ・出会いの機会として若者交流イベントの企画、実施
- ・漁業や農業に関心を持つ女性向けイベントの実施
- ・“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」の利用促進
- ・婚姻を仲介した仲人への報奨金制度の実施

#### ■重要業績評価指数(KPI)

| 区 分               | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------------|------|------|-------|-------|
| 認定こども園入所希望者充足率(%) | 100  | 100  | 100   | 100   |
| 奨学金利用件数(件/年)      | 2    | 2    | 2     | 2     |
| 出生者数(人/年)         | 7    | 7    | 7     | 7     |

# 後期基本計画

## 重点 施策

### 4. 地域づくり・地域コミュニティの充実

#### 現状と課題

昭和40年代より旧6小学校区において地域づくり計画を策定し、地域活動が行われてきました。しかし、少子高齢化の進展や人口減少、ライフスタイルの多様化に伴う地域住民の価値観の変化により、従来の地縁を基盤とした地域コミュニティ活動は困難となっています。

このような状況に対応するため、地域づくり・地域コミュニティの充実に向けたこれまでの施策を検証し、新たな視点を取り入れた支援のあり方を検討していく必要があります。

今後、移住(U・I・Jターン)を進めるには、地域の魅力と活力を高め、心地よい暮らしと豊かな子育てを実現できる地域づくりを進めていく必要があります。

#### 取り組み方向

地域コミュニティ活動に様々な世代、多様な考え方を持った住民に参加してもらうことが重要です。また、既存の価値観に捉われない、誰もが心地よい暮らしと豊かな子育てを実現できる地域づくりが求められています。

自発的で持続可能な地域活動を行うため、住民参画による地域づくり計画の作成と実践、次世代を担う後継者の育成を図る必要があります。

地域の活性化につながる実践活動(伝統芸能、祭り、地元学等)の支援を行い、地域の魅力向上につなげるとともに、支援ノウハウ・成果を他の地域へ波及展開させることを推進します。また、集落の文化や暮らし、第1次産業従事者の情報など、地域の魅力の外部発信を実践・支援します。

各集落を支える生活サービス及び公共交通サービスの維持・改善を図ります。

#### 具体的な施策・事業

##### ①地域づくり実践活動への支援

###### [具体的な取り組み]

- ・ 地域における主体的な地域づくり実践活動の展開及び情報発信
- ・ 地域コミュニティと行政の連携体制の再構築
- ・ モデル地区と実践活動への集中支援(中間支援機能の創設や外部支援者の派遣等)
- ・ きれいな村づくり、花いっぱい運動の推進(美しい景観づくり)
- ・ 協働のむらづくり、結いの地域づくりの推進(除雪等)
- ・ 地域協働隊職員制度運用の強化
- ・ 健康増進や地域活動、クールスポットの設置など住民が集う場づくり
- ・ 遊休施設や空き家を活用した活動の場づくり
- ・ 伝統芸能伝承活動の推進

- ・民俗資料館の史料整備の推進

## ②集落圏ネットワークの形成検討

各集落を支える生活サービスや地域活動をつなぐため、村内中心部(役場、道の駅、金融機関等立地地区)と各地区の交通体系の充実を図ります。

### [具体的な取り組み]

- ・総合バス運行の推進
- ・予約運行交通と乗合観光タクシー運行の推進
- ・三陸鉄道安定経営対策の推進

### ■重要業績評価指数(KPI)

| 区 分                            | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 地域づくり実践活動(協働のむらづくり補助等の活用)(件/年) | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 予約運行交通の利用件数(件/年)               | 5,200 | 5,300 | 5,400 | 5,500 |

## 重点 施策

# 5. 広域圏及び多様な協力・連携の推進

## 現状と課題

本村では平成10年代の市町村合併が推進された時期において「当面自立」の道を選択しています。一方、就労、子育て、医療や教育など、村単独では十分に対応できない課題が少なくないこと、三陸沿岸道路の開通による生活圏の拡大等から、近隣市町村や県内4村での連携強化を推進しています。少子高齢化、人口減少対策においても広域圏での人口減少対策が重要となっています。

また、行政サービスの多様化が進む中、大学や教育機関を含めた民間のノウハウ・活力が求められていることから、行政のみならず官民連携についても取り組んでいく必要があります。

## 取り組み方向

連携すべきテーマや課題に応じて連携相手やエリアを設定し、協力・連携に向けた取り組みを目指します。

# 後期基本計画

## 具体的な施策・事業

### ①広域連携の検討

「医療」、「観光」、「雇用」、「交通」等、テーマや課題に合わせて、広域連携による相乗効果が見込まれる施策について、関係市町村と検討する場を設け、広域的な協力・連携を推進します。

### ②官民連携の検討

「産業」、「観光」、「雇用」、「交流」等の分野における地域課題の解決や新たな価値創出のため、大学や民間企業と連携し、それぞれの専門性やノウハウを活かした施策を共同で検討・実施します。これにより、地域社会の活性化や持続可能な発展を目指します。

### [具体的な取り組み]

- ・ 救急医療体制や地域包括ケアシステムの構築
- ・ 近隣市町村と連携した広域観光の推進
- ・ 広域的な連携による雇用環境の確保
- ・ 広域的な道路整備の推進
- ・ 公共交通の確保及び利便性向上
- ・ 官民連携事業の検討及び施行

### ■重要業績評価指数(KPI)

| 区 分               | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------------|------|------|-------|-------|
| 広域連携事業数(事業)       | 2    | 2    | 2     | 2     |
| 大学を含めた官民連携事業数(事業) | 2    | 2    | 2     | 2     |

## 2) 領域別課題と主な施策

### 豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくりま

基本方針  
(項目別)

#### (1)【自然環境】

優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します

#### 現状と課題

本村は、北山崎や鶴の巣断崖など三陸復興国立公園を代表する優れた海岸美を有し、緑濃き山林原野など、豊かな自然に抱かれています。この豊かな自然は先人たちが大切に守り育ててきた財産であり、シロバナシャクナゲや希少動植物の保護活動に加え、継続的に自然環境の保全に努めながら、良好な状態で次代に継承しなければなりません。また、村土の約9割を占める山林原野は、自然景観の形成や水源涵養、洪水防止など多面的機能を有しており、これらの観点からもその適切な管理・保全を図る必要があります。

令和元年6月に全線開通したみちのく潮風トレイルは、本村を含む青森県八戸市から福島県相馬市までの約1,000キロを超える長距離自然歩道で、インバウンドの観光客を含めた多くのハイカーに親しまれています。

幼児期から自然と触れあう機会や環境教育を充実し、自然を大切にする心を育む必要があります。

ごみのポイ捨てや不法投棄は依然として後を絶たないことから、さらなる意識の向上と啓発など、環境保全に対する取り組みの充実と強化が求められています。

#### 取り組み

三陸復興国立公園や豊かな自然資源の保全のため、北山崎や鶴の巣断崖を中心としたパトロールにより、動植物等の保護と利用者の指導に取り組みます。

みちのく潮風トレイルや三陸ジオパーク等の体験型イベント等での環境保全活動や地域組織や産業団体による定期的な清掃活動を推進します。

希少動植物の生息調査に基づく適正な保護活動の他、安全で安定的な水資源の確保を図るため、豊かな森林資源を保全するとともに、人の健康に害を及ぼす化学物質などによる汚染がないように河川の水質を定期的に調査します。

ごみのポイ捨てや不法投棄防止の取組を行います。

#### 主な施策

きれいな村づくりの推進、環境保全活動の推進、環境教育の推進、自然公園保護管理活動の推進

目指すべき  
将来像

I  
環境

基本目標  
(領域別)

1  
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

I  
環境

基本目標  
(領域別)

1  
環境保全

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

## 豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針 (項目別) (2)【景観形成】  
自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます

### 現状と課題

北山崎をはじめとする美しい自然景観の保全や、地域の文化や特性を生かした魅力的な景観の形成が求められます。

三陸復興国立公園内に位置し、令和元年度に全線開通したみちのく潮風トレイルのルートでもある村内沿岸部の景観は、多くの観光客を魅了しています。また、東日本大震災の津波被害後に復旧した机浜番屋群は、漁村風景を生かした体験型観光の拠点となっています。

1年を通じて美しく潤いのある景観を形成するために、住民や地域、行政が一体となって取り組む必要があります。

沿道に花苗を植栽し、潤いある景観をつくってきた花いっぱい運動は、住民の高齢化などにより作業が困難となり、植栽範囲が減少しています。

### 取り組み

北山崎や鵜の巣断崖をはじめとする美しい海岸美の景観保全に努めるとともに、環境教育の充実を図ります。

地域と行政の協働により、沿道花壇の手入れ、沿道や空き地の草刈り、適切な除雪などを行い、農山漁村と調和した景観づくりを推進します。

村民総参加による一斉清掃を継続実施するとともに、地域の自主的な清掃活動を促進します。

廃棄物の不法投棄防止やごみのポイ捨て防止を推進し、ごみのない道路や景観づくりに努めます。

植栽範囲が減少傾向にある花いっぱい運動は、地域の実情に合わせて、花苗から多年草や宿根草への切り替え、有償ボランティアや事業者のCSRを活用するなど、実施方法の見直しを検討します。

### 主な施策

きれいな村づくりの推進<<再掲>>、花いっぱい運動の推進

目指すべき  
将来像I  
環境基本目標  
(領域別)1  
環境保全基本方針  
(項目別)**(3)【地球温暖化防止】****環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します****現状と課題**

地球温暖化、海洋汚染、森林破壊など、環境問題は生態系に大きな影響を与えるとともに、私たちの生活にさまざまな悪影響を及ぼすことから、全人類の課題として取り組む必要があります。

中でも地球温暖化は、電気や石油などの消費により発生する温室効果ガスが主な原因とされており、生活や事業活動を見直して排出量を減らすことが必要です。

村では、令和6年2月に「田野畑村ゼロカーボンシティ」宣言を行い、「田野畑村地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

村民一人ひとりが日常の生活の中でできることから環境保全に取り組み、次世代に継承できる持続的な社会を目指す必要があります。

平成27年度から、村内13の公共施設等を対象にICTを活用したエネルギーマネジメントシステムを運用しています。

**取り組み**

村民一人ひとりが節電や節水、環境に配慮した製品の購入など、省エネルギー活動等の取り組みを進めます。

アイドリングストップの励行や急発進・急加速の禁止などエコドライブを促進します。

本総合計画を環境基本計画として位置付け、本村の望ましい環境の実現を目指します。

**主な施策**

環境保全活動の推進、ごみ減量化の推進

人と自然が豊かにふれあえる地域づくりを推進します

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

I  
環境

基本目標  
(領域別)

2  
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

## 豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針  
(項目別) (1)【ごみ・し尿処理】  
ごみ排出量削減の取り組みを促進します

### 現状と課題

限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を減らすため「資源循環型社会」への転換が求められています。

村民1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、宮古地区広域市町村平均を下回っていますが、県平均をわずかに上回っており、さらなる排出抑制のため、ごみの分別の徹底、ごみを増やさない生活様式の見直しといった意識啓発が必要です。

広域行政組合のごみ処理費用負担金は、各市町村の搬入量に応じた負担割合となっているため、搬入量の削減に努めなければなりません。特に生ごみの大半は水分であるため、水切りの徹底が求められています。

沿道の美化のために春と秋の年2回行われる村内一斉清掃は、住民活動として定着し、ポイ捨て防止にも寄与しています。

### 取り組み

消費活動の見直しや生ごみの水切り徹底など、ゴミ減量化のための周知・啓発を行います。

環境マナー向上のため、ごみ出しルールの周知やポイ捨て禁止についての意識啓発を行います。

環境美化活動の啓発を積極的に展開し、全村での取り組みと村民個々の自主的な活動を推進します。

生活環境の美化向上を図るため、村内一斉清掃を実施します。

資源ごみ集団回収に奨励金を交付します。

### 主な施策

きれいな村づくりの推進<<再掲>>、ごみ減量化の推進<<再掲>>

目指すべき  
将来像I  
環境基本目標  
(領域別)2  
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

基本方針  
(項目別)

## (2)【上下水道】

## 上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります

## 現状と課題

水道は、地域の生活や産業活動に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、安全かつ安定的な供給が求められます。

令和6年度末における簡易水道の給水人口は、令和2年度末の2,444人から118人減少し、2,326人となりました。一方、普及率は77.0%から80.9%へと3.9ポイント上昇しております。

しかしながら、人口減少に伴い料金収入の減少が見込まれており、財政運営上の課題となっています。

令和6年度末現在の有収率(有収水量／総配水量)は、令和2年度末の58.0%から66.3%へと8.3ポイント改善していますが、依然として約30%の水が未収水であり、収支改善の余地があります。また、既存施設の老朽化も進行しており、安定供給の確保に向けた対応が急務です。

このため、簡易水道会計の収支改善を図るには、漏水調査の強化及び修繕の促進によるさらなる有収率の向上が不可欠です。併せて、災害時の供給継続性を確保するため、計画的な耐震化の実施も重要な課題となっています。

下水道については、自然環境や河川・海洋水質の保全を図り、快適な居住環境を確保するため、施設の普及促進が求められています。

令和6年度末の水洗化率は、令和2年度末の78%から5.0ポイント増加し83%となっており、施策の効果が順調に現れていることがうかがえます。今後も水洗化対策事業の継続が望まれます。

また、合併処理浄化槽の設置に対して村費によるかさ上げ補助を行うなど、普及促進に努めてきた結果、浄化槽の普及率は令和2年度末の18%から1.6ポイント増加し、19.6%となりました。引き続き、浄化槽の普及促進に取り組む必要があります。

田野畑浄化センターについては、機器や設備の老朽化が進んでいることから、計画的な保守及び更新への取り組みが求められます。

なお、本村の上下水道事業は、令和6年度より地方公営企業法に基づく公営企業会計へ移行しており、経営の「見える化」を推進するとともに、持続可能な運営の実現に向けて、事業水準の向上や経営基盤の強化を図る必要があります。

## 取り組み

簡易水道及び専用水道は、安定的な水源の確保に加え、災害時における重要施設の耐震性強化を図るとともに、施設の老朽化が進行していることから、計画的な更新・修繕を推進します。さらに、人口減少に伴う料金収入の減少という構造的課題に対応するため、施設規模の適正化(ダウンサイジング)や、施設のライフサイクル全体を見据えた

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

I  
環境

基本目標  
(領域別)

2  
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

## 豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

アセットマネジメントの導入・強化を図り、更新・修繕の優先順位付けや長寿命化対策を戦略的に進め、限られた財源の中で持続可能な運営の実現を目指します。

下水道等の污水处理施設整備地区においては、加入率及びトイレの水洗化率の向上を図り、快適で衛生的な居住環境の整備と、河川・海洋の水質保全に取り組みます。

また、今後老朽化が見込まれる各污水处理施設については、漁業集落排水事業においては機能保全計画に基づく保全工事を、特定環境保全公共下水道事業においてはストックマネジメントにより計画的な施設の長寿命化、効率的な維持管理に努めます。いずれにおいても、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、施設の健全性評価や更新計画の精度向上を図るとともに、財務的持続性の両立を目指します。

未整備地区に対しては、引き続き合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を継続し、普及促進を図ります。併せて、合併処理浄化槽による排水処理の促進のため、放流先の整備を推進します。

令和6年度から地方公営企業会計へ移行したことを踏まえ、経営の透明性を確保するとともに、資産管理・財務管理の高度化を図り、経営基盤の強化と事業の持続可能性の向上に努めます。

### 主な施策

簡易水道施設整備の推進、専用水道施設整備の推進、浄化槽設置の推進、  
公共下水道等接続水洗化の推進、経営戦略及びアセット(ストック)マネジメントの推進

目指すべき  
将来像I  
環境基本目標  
(領域別)2  
生活環境

快適な生活環境づくりを推進します

基本方針  
(項目別)**(3)【住宅・公園】****憩いのある住居環境や公園づくりを進めます****現状と課題**

公営住宅等長寿命化計画に基づき、村民の住環境向上を図るため、老朽化した村営住宅及び定住促進住宅の長寿命化を進めています。

木造住宅の耐震改修に対して支援を行っていますが、利用が少ない状況にあり、人口減少に伴う将来の住宅需要予測に応じた村営住宅等の再編や縮小を検討する必要があります。

思惟大橋コミュニティ公園は、憩いを求める村内外からの家族連れなどでにぎわっており、公園の安全で快適な維持管理が求められています。

**取り組み**

村営住宅及び定住促進住宅の適正な整備及び管理を行います。

村営住宅等の空き家を活用し、子育て世代をはじめとした移住者の拡大に取り組みます。

思惟大橋コミュニティ公園が安全に利用できるように定期的な安全点検の実施と修繕、古くなった遊具の撤去を順次進めてまいります。

**主な施策**

村営住宅長寿命化の推進、定住促進住宅長寿命化の推進、移住お試し住宅事業及びお試し移住費用の助成事業、木造住宅耐震改修の推進、省エネ改修の推進、思惟大橋コミュニティ公園の適正な維持管理及び古くなった遊具の撤去

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

I  
環境

基本目標  
(領域別)

3  
エネルギー

持続可能なエネルギー導入を推進します

## 豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村をつくります

基本方針 (項目別) (1)【エネルギー】  
再生可能エネルギーの導入を進めます

### 現状と課題

国は、令和2年に、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本村においても、令和6年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、村民や事業者とともに地球温暖化対策への理解を深めながら、次世代へ豊かな自然や生活環境を引き継いでいくため、温室効果ガス削減の取組を実施していくこととしています。

本村における温室効果ガス排出量は、家庭部門で全体の約21%、事業所で約39%となっており、日常生活・業務での省エネルギー行動に積極的に取り組む必要があります。また、住宅や施設の更新時に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備の導入が期待されます。

公共施設においては、エネルギー種別で電気の割合が高く、再生可能エネルギー由来の電力の導入や、日常業務における省エネルギー行動が求められます。また、施設の更新・大規模修繕時には、再生可能エネルギー設備の導入が求められます。

本村は豊富な森林資源を有するため、木質バイオマスエネルギーを導入し、村産の木材等を活用することで、持続可能な地域循環の形成が期待されます。

### 取り組み

家庭や事業所での省エネルギー行動を推進し、温室効果ガス削減を図ります。

住宅における再生可能エネルギー設備設置費用の補助制度により導入経費を支援します。

公共施設において、施設更新時に再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの導入を検討し、持続可能な地域循環の仕組みづくりを推進します。

### 主な施策

住宅用再生可能エネルギー設備導入費の支援、

公共施設への再生可能エネルギー導入推進、木質バイオマスエネルギー導入検討

# 安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針  
(項目別)

## (1)【健康づくり】

心のケアの充実と生活習慣の改善を図ります

### 現状と課題

東日本大震災以降、生活形態に変化が生じたことが、食生活の乱れや運動不足等に繋がっており、血圧、肥満、LDLコレステロール値の高い人が増加傾向にあります。

元気で長生きし、豊かな人生を送るため、自分の健康は自分で守るという健康意識の向上をさらに図る必要があります。

適切な運動は生活習慣病の予防などに有効であるほか、高齢化の進展による寝たきりや認知力の低下等を防ぎ、健康の維持・増進に大きな役割を果たすことが知られています。

ウォーキングなど日常生活の中に意識的に運動を取り入れている人たちも増えていますが、まだ少ない傾向です。加えて基本的な生活習慣や食習慣を理解し実行している人も同様に少ない傾向です。

個々のライフスタイルや価値観が多様化し、偏った食生活による生活習慣病が増加しています。生涯を通じた食育活動が重要です。

村民一人一人が自ら健康を守るため、疾病の予防と早期発見する保健事業の推進と、村民の健康意識の啓発が必要です。

### 取り組み

健康増進法による「健康日本21」及び「健康いわて21プラン」に基づき、健康寿命の延伸のため、適切な運動と身体活動、基本的な食習慣を身に付ける健康教育を行います。併せて、若い世代によい食習慣を身につけることが重要なことから、各世代に合わせた栄養指導、栄養相談を行います。

加齢による体力低下を防ぐために村民の健康状態に応じた保健指導や運動教室を行い、より健康的な生活を送り、元気で長生きする高齢者の増加に努めます。

健康に対する意識啓発を推進するために健康相談を開催します。

震災の教訓を生かしながら、状況変化に応じた心身のケアを行います。

こころの健康問題に関する相談や普及啓発活動などの取り組みを促進します。

食育基本法(第18条)に基づく「田野畑村食育推進計画」として位置付け、保育施設や学校等関係機関と連携して子どもの食育を推進し、家庭への波及も図ります。

地産地消や郷土料理の伝承を継続します。また、食品ロスなどの環境問題にも取り組みます。

### 主な施策

生活習慣病予防の推進、運動による健康づくりの推進、栄養指導、栄養相談・健康相談の開催、こころの健康づくり推進、食育の推進

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

Ⅰ  
保健

心と体の健康づくりを推進します

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

1  
保健

心と体の健康づくりを推進します

## 安全で生き活きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

### 基本方針 (項目別) (2)【母子保健】 子どもを健やかに産み育てる環境をつくります

#### 現状と課題

母子ともに健康で健やかに成長できる環境の整備と充実が求められています。

妊婦が定期的に健診を受け、安心して出産ができるよう、妊婦健診を14回まで公費負担しています。また、子どもを希望しながらも恵まれない夫婦に対し、特定不妊治療費及び一般不妊治療費の一部を助成しています。

子どもの誕生と健全な育成を資して、第1子に30万円(第2子以降は+10万円)のエンゼル祝金を支給しています。また令和3年度から3歳の誕生日を迎えるこどもと家族にはバースデイ宿泊券を交付しています。

出産後の産婦に対しては、健康確保と経済的負担を軽減するため、産婦健康診査費用の一部を公費負担しています。

新生児に対しては、聴覚異常の早期発見・療育を図るため、新生児聴覚検査費用の全額を助成しています。

子どもを安心して健やかに育てられるよう、高校生までの医療費を無料化し、子育て中の親の負担軽減を図っています。

社会環境の変化による育児不安を解消するため、発育発達や栄養に関する相談指導を行っています。

少子化の進展により、近所に乳幼児を持つ親が少ないことから、仲間づくりなど育児をサポートする体制の強化が求められています。

#### 取り組み

特定不妊治療費及び一般不妊治療費の助成を行います。

乳幼児健診を充実し、月齢・年齢に応じた発達発育を確認するとともに保健指導を実施し育児支援を行います。

令和4年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実に努めます。

#### 主な施策

妊産婦の保健活動の推進、乳幼児の保健活動の推進、  
発達発育・思春期支援活動の推進、衛生教育の推進、エンゼル祝い金の支給、  
バースデイ宿泊券の交付

目指すべき  
将来像Ⅱ  
生活基本目標  
(領域別)1  
保健

心と体の健康づくりを推進します

基本方針  
(項目別)**(3)【成人保健】  
健康診査の受診率向上を図ります****現状と課題**

村民の老衰以外での死亡原因は、がん、脳血管疾患、心疾患が多く、日常生活習慣から病気の発症へと至ります。

また、高血圧、高血糖の傾向が高く、どちらも無症状で経過し、重症化すると命の危険を伴う合併症を起こす可能性があります。

平成22年度に健診方法を地区巡回型に変更したことにより、がん検診受診率が上昇しましたが、東日本大震災後受診率が低下し、現時点でも平成22年度の水準には達していません。

一方で、がん検診無料クーポン券の配布をきっかけに、初回受診者は増加傾向にあります。

元気で長生きし、豊かな人生を送るためにも、自分の健康は自分で守るという健康意識のさらなる向上を図る必要があります。

若い頃からの生活の乱れが、中高齢になって疾病を引き起こしがちなことから、生活習慣の改善を心掛け、定期的に健康診査とがん検診を受診することにより、自分の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療につなげ、重症化を防ぐことが重要です。

生活習慣病は、重篤な病気を引き起こす要因となっていることから、発症の予防が求められ、保険者ごとに特定健康診査・保健指導を実施しています。

**取り組み**

健康診査やがん検診の受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療により働き盛り世代の早世を防ぎます。

特定健康診査等により生活習慣病予備軍となる対象者を抽出し、生活習慣病対策及び介護予防の保健指導を行い、重症化の予防に努めます。

総合的な保健事業を展開し、健康寿命を延伸することで、医療保険制度及び介護保険制度の安定的な運営を図ります。

**主な施策**

特定健康診査・特定保健指導活動の推進、各種がん検診等の推進、病気の早期発見・早期治療活動の推進、健康教育の推進

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

1  
保健

心と体の健康づくりを推進します

## 安全で生き活きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

### 基本方針 (項目別) (4)【歯科保健】 虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます

#### 現状と課題

本村では、ブラッシング指導やフッ化物洗口、シーラント充てんなどの歯科保健活動の成果により、12歳児の永久歯1人平均虫歯本数は1本以下で、県下でも群を抜いて虫歯の数が少ない状況となっています。

乳幼児に対しては、3歳以前に虫歯になる子どもが発生しないよう、個別歯科相談を実施し、乳歯の虫歯予防対策を講じています。

成人から高齢者に対しては、歯周疾患の罹患やそれに伴う歯の喪失が起こり、生涯を自分の歯で過ごせる人が少ない状況にあります。対策として、歯周病健診の受診勧奨を行っています。受診率が低い状況です。

児童生徒の良好な口腔衛生状態の水準を維持しつつ、成人から高齢者まで口腔に関心を持ち続けるよう長期的な取り組みの推進が求められています。

#### 取り組み

乳幼児の個別歯科指導を継続して行うとともに、関係機関と連携を図りながら虫歯予防活動を行い、子育て中の両親、祖父母にも口腔衛生に対して理解を深めてもらい、虫歯予防意識の向上を図ります。

児童生徒に対しては、フッ化物洗口、シーラント充てんを継続して行いながら、口腔衛生の指導等も保育園・児童館・学校と協力しながら行います。また虫歯がある児童生徒の早期治療を促し、歯科疾患の重症化を予防します。

成人から高齢者に対しては、生涯自分の歯で食べられる健全な口腔状態を維持するため、8020運動(80歳になっても20本以上自分の歯を保つ)の推進として、虫歯予防のほか、歯周疾患の歯科保健指導や健康診査を通じて自分の歯を失わないための方策や早期治療を働きかけ、啓発普及に努めます。

#### 主な施策

乳幼児の個別歯科保健活動の推進、歯周病唾液検査活動の推進、  
幼児・児童・生徒の虫歯予防活動及び早期治療の推進

目指すべき  
将来像Ⅱ  
生活基本目標  
(領域別)1  
保健

心と体の健康づくりを推進します

基本方針  
(項目別)**(5)【感染症対策】  
各種予防接種の接種率を向上させます****現状と課題**

感染症対策は、個々の予防対策に重点を置いています。

予防接種は、保護者が接種の必要性を理解し自ら進んで接種するとされていることから、対象疾病の特性や有効性を説明したうえで接種を行っています。しかし、種類によっては接種機会が限られているなど、保護者の意思や都合で接種率の低下に影響している予防接種があります。

今後、新たな感染症の発生も考えられることから、基本的な感染症対策のほか、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

**取り組み**

感染症に対する正しい知識の情報提供を行い、疾患の発生や集団感染を防ぎます。

経済的負担の軽減及び健康の保持増進を図るため、満1歳以上で接種日に村に住所がある人を対象に、インフルエンザワクチンの接種費を助成しています。

予防接種の必要性を村民が理解し、積極的に予防接種を受けるよう啓発します。

予防接種による村全体の免疫水準を維持するため、接種機会を安定的に確保します。

**主な施策**

各種予防接種の推進、感染症に関する意識啓発活動の推進

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

2  
医療

「病診連携」による広域医療体制を強化します

## 安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針  
(項目別) (1)【医療】  
1次医療サービスの充実を図ります

### 現状と課題

医科診療所では、外来診療、訪問診療、学校・職域健診、各種予防接種事業が行われています。

介護保険サービスの提供とともに、高齢者の多様な医療ニーズに対応したきめ細かな医療体制が求められています。

救急医療や専門科による高度医療を提供する県立病院などとの「病診連携」による広域医療支援体制の充実と強化が必要です。

県保健医療計画により、県立病院や高度救命救急センターへの救急患者搬送への時間が大幅に短縮され、重症患者の救命率向上につながっています。

歯科診療所では、外来診療、訪問診療に加えて、乳幼児・妊婦・母子・学校・成人・高齢者歯科保健事業などのサービスが行われているほか、学校歯科健診など、さまざまな健診事業も行われています。

また、日中の診療時間帯に通院困難な方のニーズに対応するため、1カ月に2回、夜間診療が行われています。

### 取り組み

1次医療サービスの充実を図るとともに、近隣の中核病院との病診連携により広域医療体制の強化を図ります。

保健、社会福祉事業との連携を強化しながら、効果的な医療サービスの提供を図ります。

岩手医科大学医学部・歯学部・県立病院の研修医等を積極的に受け入れるほか、同大学医学部・歯学部の学生の地域医療実習も受け入れていくとともに、岩手県国民健康保険団体連合会が実施している市町村医師養成事業に継続的に参加します。

訪問診療や訪問歯科診療を実施し、高齢者が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送れるように支援を進めます。

### 主な施策

医科 訪問診療の推進、市町村医師養成対策の推進、

歯科 訪問歯科診療の推進、市町村医師養成対策の推進、夜間診療

目指すべき  
将来像Ⅱ  
生活基本目標  
(領域別)3  
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

基本方針  
(項目別)

## (1)【児童福祉】

自然と人の絆が育む子育て環境を推進します

## 現状と課題

子ども一人一人が心身ともに健やかに成長できるように、地域社会全体での子ども・子育て支援が求められています。

本村では、こども園での未就学児の保育を実施していますが、少子化により1クラスあたりの児童数が減少しています。

放課後児童クラブを小学校敷地内に施設整備し、学童保育事業として実施しています。また、子育てにおける悩みや不安等の相談対応や、子育て全般に関するの情報提供など、保護者に寄り添った子育て支援を行っています。

共働きや核家族化といった子育て環境の変化などによる保護者の育児不安の増加や、児童虐待に対する社会の関心の高まりなどを背景に、児童虐待対応件数が岩手県内で大幅に増加しています。

## 取り組み

こども園、放課後児童クラブで充実した保育に努めます。

令和4年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実に努めます。

0歳から高校生までの医療費の無料化を継続します。

令和4年度に設置した子ども家庭総合支援を拠点に、児童虐待の早期発見や支援が必要な家庭への相談対応、再発防止に至るまで、関係者間と連携して取り組みます。

## 主な施策

乳幼児の保健活動の推進<<再掲>>、地域子育て支援活動の推進、  
子ども医療費助成給付、保育サービス向上の推進、児童虐待防止の連携強化

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

3  
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくりまします

## 安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

### 基本方針 (項目別) (2)【高齢者福祉】 住み慣れた地域で生活ができるよう支援します

#### 現状と課題

高齢者福祉は、保健事業と協力し寝たきりや介護を必要としない元気高齢者を増やすための施策の展開が必要です。

現在村内には3つの高齢者福祉施設がありますが、施設利用のみではなく、在宅での生活を送るためのサービスの充実や介護予防の更なる推進が必要です。

村内全域で高齢化が進み、地区活動や集まりなどへの参加が難しくなっている人もいます。

運動不足、栄養不足、閉じこもりが原因の要介護状態は日ごろの心掛けで予防することができます。元気ではつらつとした高齢者を増加させるため、予防知識の普及を図りながら、高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を充実させることが求められています。

また、高齢化社会が進展する中、要介護高齢者や認知症の人たちが今後ますます増えることが想定されています。この対応策の一つとして、成年後見制度に対する理解を深めておく必要があります。

#### 取り組み

元気高齢者対策として、社会福祉協議会やシルバー人材センター等と連携を図り、生きがいがいづくりと社会参加を推進し、知識や経験と技能を生かした地域活動の参加や就労の機会づくりを行います。

認知症や寝たきりにならないための介護予防知識の啓発を積極的に行います。

成年後見制度の普及と利活用に対し、宮古圏域成年後見センターと連携を図りながら必要な支援を行います。

虚弱高齢者及び要介護高齢者については、地域包括支援センターを中心とし、高齢者と家族状況に応じた相談対応や医療・介護・福祉の各種サービスが継続的に提供されるように支援します。

1人世帯・高齢者世帯に対しては、生活実態等を調査しながら日常生活に必要なサービスの構築や提供を支援します。

#### 主な施策

介護予防事業の推進、介護保険による各種サービスの推進、高齢者就労対策の推進、高齢者見守り訪問の推進、高齢者の在宅安心生活サポートの推進、成年後見制度の普及推進、地域包括支援センター活動の推進

目指すべき  
将来像Ⅱ  
生活基本目標  
(領域別)3  
福祉

誰もが幸せに暮らせる「結いの社会」をつくります

基本方針  
(項目別)**(3)【障がい者福祉】****誰もが持てる能力を十分に発揮できる社会参加を支援します****現状と課題**

障がい者が社会参加できる社会づくりが定着してきていますが、障がい者に対する偏見がまだ残っています。

幼児期からのふれあい教育、ボランティア活動などの推進が求められています。

障がい者福祉は、障がいのある本人への理解や対応だけでなく、地域社会の一員として「共に生きる」という意識の向上が必要です。

**取り組み**

障がい者についての正しい知識の普及のため関係機関と連携した広報活動を行い、村民の理解を深めるとともに偏見差別の一掃に努めます。

障がい者が自立して生活していくため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供、多様な雇用の場の確保、関係機関との連携による情報提供などの支援を行います。

障がいの発生予防、早期発見、早期治療のため各種対策の充実を図ります。併せて障がいの多様化、重度化及び重複化に対応するため広域的連携体制の確保に努めます。

障がい者の権利擁護対策については、宮古圏域障がい者自立支援協議会と連携し、普及啓発を行います。

**主な施策**

更生医療給付の推進、在宅酸素療法患者への助成、  
障害者総合支援法による各種給付の推進、身体障がい者対策の推進、  
知的障がい者対策の推進、発達発育支援活動の推進<<再掲>>

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

4  
消防・安全

安全で安心で強くしなやかな地域社会をつくりまします

## 安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

基本方針 (項目別) (1)【消防・防災】  
事前防災と住民の共働による防災・減災活動を促進します

### 現状と課題

本村は、東日本大震災により甚大な被害を受け、また、震災から14年の間に2度の大型台風接近に伴う大雨災害を経験しました。

復旧復興事業では、住宅の移転団地造成事業や防潮堤整備、河川水門遠隔制御システム整備、津波避難路を整備したほか、防災行政無線デジタル化整備や気象観測装置の設置など防災に関わる情報収集機器の整備及び避難情報伝達機器の多重化等防災体制の充実強化が行われ、その適切な更新、維持管理等が課題となります。

今後は、日本海溝・千島海溝を震源とする地震・津波災害や局地的な集中豪雨による土砂災害、浸水害など、大規模な災害に備え、事前防災の視点からハード整備と、早期避難行動、及び避難行動要支援者の支援体制を軸としたソフト施策を組み合わせ強くしなやかで、住民及び村内団体等との共働による防災・減災活動を推進していくことが求められます。

消防関係機関は、宮古消防署田野畑分署を中心として、村消防団(1本部/4分団)・女性消防協力隊(3班)・婦人防火クラブ(6団体)・自主防災組織(3団体)が結成されており、各機関が平時から訓練を通じて連携を図り、住民に安全と安心を届ける防災活動を展開しています。

### 取り組み

各種危険区域等のハザードマップの作成や避難計画の定期的見直しを図り住民に周知します。

老朽化した消防自動車等の計画的な車両更新を進めます。

住民に、早期避難を軸とした命を守る避難行動や災害への備えの周知を図るとともに、地域リーダーとなる防災士の育成を推進し、自助・共助による自発的な防災活動を促進します。

災害の種別に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、実践的な防災訓練を実施します。

地域消防力の強化を図るため、環境改善や、消防団員の確保に努めるとともに、消防水利などの施設整備を促進します。

災害時村民が安心する避難所を目指し、安全な避難所環境等の整備を進めます。

### 主な施策

ハザードマップや避難計画の定期的見直し、消防車両等更新の推進、治山・治水事業の推進、土砂災害危険箇所指定の推進、自主防災組織及び防災士の育成強化、総合防災訓練の実施、消防団員の確保、消防水利の充足、避難所の指定拡充及び機能強化、防災・減災事業の推進

目指すべき  
将来像Ⅱ  
生活基本目標  
(領域別)4  
消防・安全

安全で安心して強くしなやかな地域社会をつくります

基本方針  
(項目別)

## (2)【安全】

## 犯罪と交通事故のない安全な地域社会をつくります

## 現状と課題

本村では、平成26年9月から約9年11カ月、交通死亡事故ゼロを継続していたものの、令和6年8月に1件の交通死亡事故が発生しました。

現在(令和7年8月時点)は、関係機関等の協力により、交通死亡事故ゼロ1年を継続していますが、高齢者の関わる交通事故や、物損事故は毎年発生しています。

悲惨な交通事故から尊い命を守るために、交通安全意識の向上や幼児期から生涯にわたる交通安全教育の徹底、総合的な交通安全対策を推進し、交通事故を根絶することが求められています。

犯罪は、県内を見るとなりすまし詐欺や架空請求などの特殊詐欺の件数が増加するなど、憂慮すべき状況になっています。さらに、インターネットやSNSの普及により、犯罪の手口は巧妙化しています。村内では、実在する会社を名乗る特殊詐欺の予兆電話等が確認されていることから、犯罪に巻き込まれない地域ぐるみの防犯対策と意識啓発が必要です。

## 取り組み

幼児や児童に対し、交通安全教室を継続的に実施し、横断歩道の渡り方や自転車の交通ルール等の学びの場を提供することで、幼少期からの交通安全意識の高揚を図ります。

警察、交通指導員、交通安全協会等との連携を図り、飲酒運転の撲滅や高齢者の事故防止、シートベルトの着用徹底、自転車の交通ルールの徹底、夜光反射材の装着による歩行者の事故防止などのきめ細かな交通安全運動を推進します。

季節ごとに展開される全国交通安全運動や交通事故防止県民運動に合わせ、関係機関と連携した街頭啓発活動を継続的に実施します。

交通事故に遭遇したときの備えとして、交通災害共済の加入を促進します。

幼児や児童に対し、幼少期から防犯への意識を高めるための防犯教室を継続的に実施します。また、村防犯協会による小学校新入学児童への防犯ブザー配布のほか、防犯連絡員と連携して、鍵かけの徹底や地域の見守り活動の実施など、住民による自主的な防犯活動の展開を促します。

村民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、関係機関と連携し、安全安心なまちづくり一斉運動による街頭啓発活動の実施や専門機関が発行するチラシ等の広報活動により、防犯意識の高揚を図ります。

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

4  
消防・安全

安全で安心して強くしなやかな地域社会をつくります

## 安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

### 主な施策

幼児や児童に対する交通安全教室の実施、交通安全街頭啓発活動の実施、  
交通災害共済の加入促進、幼児や児童に対する防犯教室の実施、  
鍵かけ運動や地域防犯見守り活動の展開、  
安全安心なまちづくり一斉運動による街頭啓発活動の実施、消費者救済対策の推進

目指すべき  
将来像Ⅱ  
生活基本目標  
(領域別)5  
定住促進

定住環境の充実に努めます

基本方針  
(項目別)

## (1)【定住・移住】

村の魅力向上させ、人口減少率の低減を図ります

## 現状と課題

平成27年4月に3,667人だった村の人口は令和8年1月に2,800人と867人減となりました。平成30年度からは、年100人を超える減少が続き人口減少が加速しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和27年の人口予測は令和2年比で約5割減少し、1,632人になると予測されています。

人口減少率を低減するため、戦略的な施策の実行が求められています。

生活様式の多様化により未婚化が進んでいます。

出生数の減少や就学・就労のための転出も人口減少の大きな要因となっていることから、若者や子育て世代を呼び込むため、子育て環境の充実、就労対策及び住宅確保が求められています。

さらに、将来的な移住につながるよう、田野畑村の関係人口の拡大を図る取り組みが必要です。

## 取り組み

出会いの機会の創出として若者交流イベント企画、実施します。また、「いきいき岩手」結婚サポートセンター(i-サポ)」の利用促進を図ります。

婚姻の仲立ちをした仲人への報奨金支給事業や、新規にご結婚された夫婦への祝金支給事業に取り組みます。

第1次産業の担い手育成や6次産業化の推進、第三セクター会社の経営強化等を行い雇用の場の確保に努めます。

空き家バンクの利用促進により、空き家の利活用の啓発に努め移住者のための住宅を確保し、U・I・Jターン受け入れ促進のための定住住宅等の確保及び情報発信を強化します。

地域おこし協力隊制度等の活用により、都市部からの移住者の拡大に取り組みます。関係人口の拡大を図るため、村の魅力の戦略的な情報発信を行い、体験型観光やインバウンド観光による来村者の増加を目指します。

道路や上下水道施設、村営住宅、地域情報基盤など、生活環境の整備改善を図ります。

保健・医療・福祉の密接な連携、1次医療の確保と中核病院との連携、総合的な福祉対策の充実に努めます。

保育料や高校生までの医療費の無料化等の子育て支援施策を継続します。

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅱ  
生活

基本目標  
(領域別)

5  
定住促進

定住環境の充実を図ります

## 安全で生き生きとした生活が営まれ、 人々が集い笑顔あふれる村にします

### 主な施策

定住対策の促進、空き家バンクの運用、定住住宅整備の推進<<再掲>>、  
定住対策用住宅修繕の補助、定住・移住情報の発信強化、  
居住環境の向上(浄化槽設置、水洗化の普及等)、若者交流イベント等の開催、  
子ども医療費給付の推進<<再掲>>、保育サービス向上の推進<<再掲>>、  
育英奨学資金貸付制度の推進<<再掲>>、地域おこし協力隊制度等の活用推進、  
婚姻率向上の推進、エンゼル祝金の給付、バースデイ宿泊券の交付<<再掲>>

# ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

基本方針  
(項目別)

## (1)【家庭教育・就学前教育】

家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します

### 現状と課題

小中学校やこども園の保護者を対象とした講座や講演会等の学習活動が行われています。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、人間形成の土台をつくる重要な機能を持っています。

家庭教育によって、子どもは生きるための基礎的な資質や能力を培い、人格を形成していきます。

家庭では、家族の全員が家庭教育の重要性を自覚し、協力して子どもの教育にあたることが大切です。

「子どもは地域の宝」という観点から、家庭・学校・こども園等・地域・行政が連携を密にし、子育て家庭を支援していく必要があります。

「子どもの育ち」を大人たちがどのように支え導いていくのかという視点も大切です。

家庭教育は、心豊かな子どもの育成を願い、関係諸機関・団体との連携に努め、家庭教育の一層の充実を図る必要があります。

行政は、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供や家庭教育・子育て等に関する相談活動を行うなど、側面的な支援を積極的に行っていく必要があります。

就学前教育は、人間形成の基礎となる心身の望ましい発達を方向付ける重要な分野です。

令和5年度に統合されたこども園では、0～5歳児を対象とした保育活動の中で、教育も重視した運営を行っています。

地域内に子どもが少なくなっている中で、子どもの社会性を育てるためにも、幼小中連携による系統づけた教育カリキュラムの設定や幅広い世代間との交流を持たせることが重要となっています。

### 取り組み

核家族化や共稼ぎの増加により減少傾向にある親子の対話が増えるような機会の提供に努めます。

子どもの成長段階に応じた学習機会の設定や、子育てに関わる悩みや困りごとの解消のため、講演会や親子家庭教育学級を開催します。

幼少期から学校教育までの切れ目のない子育て支援に対応するため、子育て世代包括支援センターと連携します。

児童館行事を積極的にPRし、多くの住民の来館を促します。

地域や村内イベントなどに参加することにより、幅広い世代間との交流を推進します。

目指すべき  
将来像

Ⅲ  
学習

基本目標  
(領域別)

Ⅰ  
教育

進んで学び、  
心豊かでたくましい子どもを育成します

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅲ  
学習

## ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

基本目標  
(領域別)

1  
教育

### 主な施策

家庭教育学級の推進、幼小中連携による就学前教育と保育の充実（「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」の編成と実践）、地域子育て支援活動の推進《再掲》、保育サービス向上の推進《再掲》、乳幼児への医療費給付の推進《再掲》、保育料等の無料化の推進《再掲》子育て世代包括支援センターとの連携《再掲》

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

目指すべき  
将来像Ⅲ  
学習基本目標  
(領域別)Ⅰ  
教育

進んで学び、心豊かでたくましい子どもを育成します

基本方針  
(項目別)

## (2)【学校教育】

## 幼小中連携及び地域と一体となった教育の推進を図ります

## 現状と課題

小学校、中学校ともに1校の本村では、小中学校の9年間を見通した心身の成長や学びの連続性の確保のため、幼小中連携教育に取り組んでいます。

基礎学力を向上させるため、授業の充実と読書、家庭学習の習慣を定着させる必要があります。

近年、学級などの集団への適応が困難な子どもが増えており、児童一人一人に対するきめ細かな配慮や支援が求められています。

児童生徒の健全育成のため、家庭と地域、学校がより一層の連携を深める必要があります。

令和5年度から日本国内の語学研修施設において「中学生国際理解・語学研修」を実施しています。

旧6小学校区で培われてきた特色ある地域教育活動を継承するとともに、地域間の融和と新たな枠組みづくりが求められています。

学力向上の一助として、ICT技術の活用が求められています。

令和12年には、児童・生徒数の減少により小学校で複式学級の開始が見込まれることから、学習をサポートする体制の整備が求められています。

## 取り組み

生活リズムの定着や学力向上のため、幼小中連携教育の実現を図り、幼少期から中学校までの15年間を通して子どもたちの発達段階に応じた連続的・系統的なカリキュラムを編成します。

小学校教育では、児童一人一人に対するきめ細かな配慮や支援の充実を図るとともに、大きな集団の中で相互理解や協調性を大切にしながらも、個性を發揮できる児童の育成に取り組めます。今後、複式学級の開始が見込まれることから、村費負担による講師を配置し、学習をサポートできるよう体制を整備します。

児童生徒の健全育成を推進するために、家庭と地域、学校のより一層の連携を深めるとともに、学校運営協議会の充実に取り組めます。

学校と家庭及び地域との連携により、読書活動の習慣化を図ります。

児童生徒一人一人に寄り添った、きめ細やかな支援をするため、小中学校にサポートティーチャー(支援員)を配置します。

豊かな自然や地域の産業の良さを体験活動を通して学ぶ、「田野畑学(地元学)」を展開します。

ALT(英語指導助手)を配置し、小中学生の外国語教育の充実と異国文化理解の促進に取り組めます。

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅲ  
学習

基本目標  
(領域別)

1  
教育

進んで学び、  
心豊かでたくましい子どもを育成します

## ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

電子黒板やタブレット端末など、ICT(情報通信技術)の利活用に取り組みます。  
自然災害から命を守る実践的な防災教育と復興教育に取り組みます。

### 主な施策

幼小中連携教育の推進、学校教育環境(校舎・教材・教具・図書・ICT)の整備充実、  
学校運営協議会(コミュニティスクール)の展開、学校ICTの活用促進、  
育英奨学資金貸付制度の推進、復興教育(防災教育)の推進

目指すべき  
将来像Ⅲ  
学習基本目標  
(領域別)2  
青少年の健全育成

心身ともに健全で心豊かな青少年を育成します

基本方針  
(項目別)**(1)【青少年の健全育成】  
社会性を育む体験的な活動を充実させます****現状と課題**

青少年は、普段の地域社会活動の中で社会性を学ぶことから、地域社会の教育力が一層重要性を増しています。

教育振興運動などで、青少年を対象とした体験的な学習活動が行われてきましたが、小学校統合や震災を契機に活動は縮小傾向となっています。

次世代の地域リーダーを養成するため、地域行事や自治会活動、ボランティア活動などに青少年を主体的に参加させるよう配慮することが必要です。

青少年の問題行動を未然に防止するため、学校や家庭、PTA、地域、警察などの関係機関の連携と協力による一体的な取り組みが必要です。

**取り組み**

体験や交流などの多様な学習機会の充実に努めます。

学校運営協議会を導入し、学校を中心とした活動や地域住民の連携に努めます。

社会性を育む自然体験や生活体験、学習活動の充実を図ります。

青少年リーダー及び指導者の養成に取り組みます。

子どもたちを取り巻く有害環境対策を推進します。

メディアやインターネット社会に適応できる能力を養い、適正な利活用ができる学習の機会をつくります。

**主な施策**

村民研修事業の実施、生涯学習活動の推進<<再掲>>、

学校運営協議会(コミュニティスクール)の展開<<再掲>>、

教育振興運動の推進(教育フォーラムの開催)、情報機器モラル教育の推進

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅲ  
学習

基本目標  
(領域別)

3

生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、  
多様な人材を育成します

## ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

基本方針  
(項目別)

### (1)【生涯学習】

村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します

#### 現状と課題

生涯学習は、自己の充実を目指して、一人一人の自発性に基づいて進められる活動です。意図的な学習活動だけでなく日常生活のさまざまな場面でも行われ、自分にふさわしい手段、方法を選択しながら生涯を通じて進められるものです。

村民の価値観や生活様式の多様化あるいは人口減少や高齢化の進展などにより、生涯学習に対するニーズの減少や変化が見られます。

国際化の進展に伴い、多様な民族、多様な文化をもった人々と向き合い共に生きていく必要があります。

#### 取り組み

村民の学習ニーズや現代的課題、地域課題に対応した学習活動を展開します。(学習機会の充実、庁内関係課や各種団体等と連携した学習プログラムの調整)

「教育フォーラム」を開催し、村民の教育への関心を一層高めます。

自主学習サークルの育成に努めます。

生涯学習情報の提供と学習相談を充実します。

年齢や適性に応じた各種教室を開催します。

アズビィ楽習センター図書室の図書の実質や生涯学習関連施設の適切な管理運営に努めます。

自主学習サークルに取り組む村民の、発表の場として「村民文化展」を開催します。

多文化共生や国際理解を推進し、地域魅力化・活性化などにつながる講座を開催します。

#### 主な施策

生涯学習活動の推進、教育振興運動の推進(教育フォーラムの開催)《再掲》、  
村民文化展の開催、読書活動の推進

目指すべき  
将来像Ⅲ  
学習基本目標  
(領域別)

3

生涯学習・スポーツ活動

生涯学習推進計画を促進し、  
多様な人材を育成します基本方針  
(項目別)

## (2)【スポーツ活動】

生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります

## 現状と課題

健康は全ての活動の基本であり、全ての人の願いです。

健康を維持増進し、生涯にわたって質の高い生活を送るために、1年を通してスポーツや運動に取り組む必要があります。

マレットゴルフは、手軽に誰でも楽しめるスポーツとして、更なる普及と愛好者の増加が求められています。

健康づくりを目的としてウォーキングに取り組む人がいますが、まだ少ない傾向です。

## 取り組み

スポーツ推進員を配置し、各種スポーツの振興に努めます。

生涯スポーツに関する情報を提供します。

社会体育関連施設の適正な管理運営に努めます。

「健康寿命」の増進のため、若い世代から高齢者まで取り組める生涯スポーツ(ウォーキング・マレットゴルフ)の普及促進に努めます。

## 主な施策

生涯スポーツの推進(マレットゴルフの普及)

村体育協会を通じたスポーツ団体やスポ少への支援

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

## Ⅲ 学習

基本目標  
(領域別)

### 4 芸術・文化

貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承を推進します

## ふるさとに愛着を抱き、 人間性豊かな人材を育てます

### 基本方針 (項目別) (1)【芸術・文化】 芸術・文化に親しむ機会を提供します

#### 現状と課題

村内には、大宮神楽、菅窪鹿踊・剣舞、甲地鹿踊などの郷土芸能が伝承されており、それぞれ保存会が結成されています。

村内に伝承されている郷土芸能の保護育成と各種文化団体の育成に努めていますが、後継者育成やその保存と伝承活動の活性化が求められています。

芸術・文化活動を盛んにするため、村民意識の向上を図るとともに、地域伝統文化の伝承に努める必要があります。

感受性の高い青少年期に優れた芸術文化に触れさせる経験が大切なことから、その機会の創出に努めています。

民俗資料館の展示内容の充実を図るとともに、効率的で効果的な運営体制の構築を図る必要があります。

チョウセンアカシジミや白亜紀化石層群などの天然記念物の適正な保護・保存・管理が求められています。

身近な希少動植物や自然遺産、天然記念物を学ぶ機会を設ける必要があります。

#### 取り組み

優れた芸術文化を鑑賞する機会及び情報の提供を行います。

保存団体を支援し、郷土芸能の後継者の育成に努めます。

練習成果の発表機会を支援します。

自主学習サークルの育成に努めます。

史料の調査整理を進めるとともに、文化財の保護・保存と活用に努めます。

希少動植物や自然遺産、天然記念物の学習の機会をつくります。

ジオツーリズムの開発など観光と連携した効果的な情報発信に努めます。

#### 主な施策

生涯学習活動の推進<<再掲>>、郷土芸能伝承の推進、舞台芸術鑑賞の推進、民俗資料館の史料整備の推進、文化財の調査・保存・伝承の推進、希少動植物の保護活動

目指すべき  
将来像Ⅲ  
学習基本目標  
(領域別)5  
男女共同参画

性別や年齢による固定観念にとらわれない社会を実現します

基本方針  
(項目別)

## (1)【男女共同参画】

## 女性や若者の社会参画の機会を確保します

## 現状と課題

男女の人権が尊重され、一人一人が尊厳を持って生き活躍することのできる社会の実現が求められる中、ジェンダーの平等施策の強化が重要な課題となっています。しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会通念、習慣が依然として存在し、男女が平等になっている状況とは言えません。

誰もが暮らしやすい地域をつくるには、地域で暮らす全ての人が、男女は社会の対等な構成員ということ認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性や若者が参画しやすい環境をみんなでつくっていくことが大切です。

男女共同参画を推進する人材の育成を図るほか、性的指向や性同一性障害を理由とした困難な状況に対する人への理解を深め、全ての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

行政をはじめ、事業所や自治会、各種団体においても、さまざまな場面で、常に女性や若者の参加と参画の機会を確保する取り組みを継続していく必要があります。

## 取り組み

まちづくりに女性の意見が十分に反映されるよう、各種審議会や委員会などへの女性の積極的参画を図ります。

講演会や学習会の開催、広報紙やホームページでの情報提供により、意識啓発活動を展開します。

女性がスキルアップするための各種研修会への参加を促進します。

生涯学習事業などで男性向けの講座を開催し、男性の家庭や育児活動への参加機運を醸成します。

多様な生活形態に対応した子育て支援を充実します。

配偶者への暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)や家族間の暴力に対する相談対応を強化します。

農山漁村で暮らす女性が生き生きと働き、生活するために、各種認定制度による資格取得の推進、女性グループ活動や起業活動を支援します。

本総合計画を男女共同参画基本法(第14条)に基づく田野畑村男女共同参画計画及び女性活躍推進法第6条に基づく推進計画として位置づけ、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進します。

## 主な施策

男女共同参画活動の推進、生活支援ボランティア養成の推進、  
DV相談ネットワーク整備の推進、地域子育て支援活動の推進<<再掲>>

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

IV  
産業

基本目標  
(領域別)

1  
農業

安定的な農業生産を推進します

## 産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針 (項目別) (1)【畜産】  
営農継続と担い手の経営強化を推進します

### 現状と課題

国際情勢の変化に伴う飼料・燃料及び資材等の高騰や子牛価格の低迷が続いているなど、畜産農家を取り巻く環境は厳しい状況にあります。さらに、近年は降雨不足や高温障害により牧草の収穫量が大幅に減少するなど、厳しい経営を強いられています。

経営安定化のため、自給飼料の拡大やコスト削減に取り組む必要があります。牛乳生産量や肉用牛の生産数は維持できているものの、高齢化に伴い農家数は減少を続けており、営農継続、意欲ある担い手の経営強化及び新規参入を支援する必要があります。

公共牧場は設立から長い年月を経ており、老朽化した施設の長寿命化改修や設備・機械の更新整備を進める必要があります。

また、沿岸地域は獣医師不足が深刻となっており、畜産農家が安心して畜産経営を行える獣医療体制の確保が求められています。

本村のアイガモは生産量日本一を誇りますが、増産計画が進められており、今後更なるアイガモ生産振興に向けた取り組みが求められています。

大量に発生する家畜糞尿の適正処理と、園芸農家等と連携した有効利用が求められています。

有害鳥獣により農作物及び飼料作物の被害が拡大しており、対策の強化が求められています。また、全国的に熊による人的被害も増加していることから、鳥獣被害防止対策協議会等と連携した対策を講じる必要があります。

### 取り組み

農家の経営継続を支援します。

優良牛の確保を支援し、所得向上を図ります。

公共牧場の機能強化や草地の造成整備を行います。

獣医療確保に向け、関係機関との協議を進めます。

アイガモ生産振興に向けた取り組みを推進します。

堆肥処理施設の適切な管理運営を行います。

担い手の確保、経営強化を支援します。

農地集約・集積、遊休地や耕作放棄地の活用に努めます。

鳥獣害の対策を強化します。

### 主な施策

牛群検定活動等の推進、優良繁殖牛導入の推進、施設整備及び機械導入の支援、公共牧場の機能強化及び機械更新、飼料自給率向上対策の推進、堆肥処理施設管理事業、

目指すべき  
将来像Ⅳ  
産業基本目標  
(領域別)Ⅰ  
農業

安定的な農業生産を推進します

担い手確保対策の推進、農地利用集積の推進、  
鳥獣被害対策の推進基本方針  
(項目別)**(2)【農産園芸】****人・土地を有効に活かした農業を推進します****現状と課題**

国際情勢の変化に伴う燃料・物価高騰により、農産園芸農家は厳しい経営状況にあります。また、高齢化や後継者不足により農業者の減少が続き、耕作放棄地が増加していることから、農地の流動化対策が急務となっています。

気候変動に伴う高温や少雨などにより生産量減少などの影響が出ており、経営安定化が課題となっています。

高付加価値化を図るため、村産品を活用した商品開発や販売網の拡大などの取り組みの継続が必要です。

農業者が減少していることから、引き続き就農者を確保する取り組みの強化が必要です。

有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており、対策の強化が求められています。また、全国的に熊による人的被害も増加していることから、鳥獣被害防止対策協議会等と連携した対策を講じる必要があります。

**取り組み**

目標とする年間農業所得を確保できる露地野菜や施設野菜等を組み合わせた基本的な営農類型を示し推進します。

農地の流動化を促進するため、担い手への農地集約・集積、遊休地や耕作放棄地の活用に努めます。

農家の経営継続を支援します。

関係機関と連携して後継者や新規就農者等を支援します。

鳥獣害の対策を強化します。

**主な施策**

農地集積、集約化の推進、施設整備及び機械導入の支援<<再掲>>、  
6次産業化推進協議会の設置運営、担い手確保対策の推進、  
鳥獣被害対策の推進<<再掲>>

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

IV  
産業

基本目標  
(領域別)

2  
林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針 (項目別) (1)【森林業】  
村有林及び森林管理道の整備と特用林産物生産を推進します

## 現状と課題

村内の森林が利用期を迎え、計画的な間伐の実施や主伐後の再造林等、持続可能な森林整備が求められています。

村有林の多くは主伐を実施する時期となっています。計画的な主伐の実施や主伐後の再造林により、森林の有する公益的な機能を維持していく必要があります。また森林管理道の整備や維持管理を適切に行い、森林整備を推進していくことが求められます。

村内全域でナラ枯れ被害が蔓延しています。ナラ林を伐採して若返りを図ることが求められます。今後、枯死木の倒木による道路等への被害の恐れが高まることが予測されます。

特用林産物である菌床しいたけや原木しいたけの安定的な生産体制を維持するため、生産支援が求められます。

森林や林業について意識啓発のため、児童・生徒が林業体験学習を通じて理解する機会が必要です。

2050年ネット・ゼロに向けて、木材利用の拡大や再造林等の推進が求められています。森林空間を活用した、健康・観光・教育等の様々な分野による森林サービス産業の創出や推進が求められています。

## 取り組み

森林資源の実態を把握し、村有林について村森林経営計画に基づき、計画的に間伐・主伐・再造林を実施します。

ナラ林伐採による若返りや、枯死木等の危険木除去を行います。

特用林産物の生産体制の支援を図ります。

児童・生徒への林業と環境教育の推進を図るため、「遊々の森」での森林づくり活動を実施します。

豊かな森林資源を生かし、国が掲げるグリーン成長戦略を実現するため、木材利用の推進や木質バイオマスの効果的利用等を推進します。

森林空間を健康づくりに活用するクアオルト健康ウォーキングを実施し、村民の健康増進と交流人口の拡大を図ります。

## 主な施策

森林資源実態調査(航空レーザ測量)の実施、村有林整備の実施、森林管理道整備の実施、枯死木除去の実施、特用林産物の生産支援、森林教育の推進、木材利用の推進、木質バイオマスエネルギー導入検討《再掲》、クアオルト健康ウォーキングの推進

目指すべき  
将来像Ⅳ  
産業基本目標  
(領域別)2  
林業

多面的機能を持つ森林の適正管理を推進します

基本方針  
(項目別)

## (2)【林業】

## 森林環境税を活用し森林整備を推進します

## 現状と課題

森林の公益的な機能を維持していくため、令和元年度から森林環境譲与税が、また令和6年度から森林環境税が国民に課税され、村は森林の整備に関する施策等に充てることができるようになりました。

高齢化や村内不在所有者の増加により、手入れの行き届いていない私有林が増加しています。村内の森林を適切に管理していくため、森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査を実施し、林業経営に適する森林は林業事業者による森林整備の実施を、また林業経営に適さない森林は村が公的に管理していく必要があります。

村内の森林整備の推進を図るため、林業事業者が森林経営計画に基づき主体的に森林整備を実施することが求められます。計画的な森林整備の推進や経営の安定化、人材育成・担い手の確保を図るため、森林事業者への支援が必要となります。

また、林業は他産業と比べ、労働災害の発生率が高いことから、適切な安全装備等の使用が重要となります。

## 取り組み

森林経営管理制度に基づき、私有林の整備を推進します。

林業事業者による森林整備や経営安定化を図るため、国・県補助金の高上げ補助事業、高性能機械整備補助事業、安全装備等購入補助事業を実施します。

## 主な施策

森林経営管理制度による私有林の整備、森林環境整備事業の推進、高性能林業機械導入の推進、林業安全装備等購入の推進

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

IV  
産業

基本目標  
(領域別)

3  
水産業

資源管理型漁業を促進し、  
経営の安定化を図ります

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針  
(項目別) (1)【水産業】  
栽培漁業を推進し、経営強化を図ります

## 現状と課題

国際情勢に伴う燃油や資機材等の高騰、ALPS処理水海洋放出による諸外国の輸入規制など、様々な外的環境変化に伴う懸念事項への不安が拭えない状況が続いています。加えて、地球温暖化に伴う海洋環境の激変により、主要魚種であるサケをはじめとした各魚種の不漁、ウニやアワビにおいても漁獲高が計画に満たないなど、水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

高齢化に伴い漁業者の減少が続いており、担い手不足への対策強化が求められています。

水揚げの低迷に伴い厳しい経営状況が続いている漁業協同組合の抜本的な経営改善、担い手不足への効果的な取り組み、水産物の付加価値を高めるための加工品の開発など、継続課題も多く残されていることから、関係機関、団体、事業者一体となった取り組みが必要となっています。

## 取り組み

漁業者の負担軽減を支援します。

サケのふ化放流事業やアワビ、ナマコの種苗放流を推進します。

ウニなどの蓄養に取り組み、栽培漁業を推進します。

労働作業の省力化対策として協業化を支援します。

水産物の付加価値を高めるための加工品開発に対して支援を行います。

担い手の確保と育成を支援します。

水産基盤の整備事業に計画的に取り組めます。

魚市場等漁業関連施設の運営を支援します。

## 主な施策

漁業経営発展支援補助金の交付、漁業共済掛金の支援、

漁業近代化資金利子補給金補助、栽培(蓄養)漁業の推進、

6次産業化推進協議会の設置運営<<再掲>>、担い手確保対策の推進<<再掲>>、

漁業関連施設整備の推進(平井賀、島越)、水産基盤整備事業の推進(平井賀、机、島越)

水産関連施設の適正管理

目指すべき  
将来像Ⅳ  
産業基本目標  
(領域別)4  
商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

基本方針  
(項目別)

## (1)【商業】

中小企業との連携を強化し、持続可能な地域経済の振興を図ります

## 現状と課題

東日本大震災で被災した中小事業者の中には、依然として仮設事業所での営業を余儀なくされている方がいることから、引き続き事業継続に向けた取り組みを支援します。

本村は近隣市町の大型ショッピングセンターの商圏内にあるうえ、近年ではネットショッピングの普及も進んでおり、物価高騰も相まって、購買力の村外流出は一層加速しています。

本村の商店は家族従業員中心の小規模経営がほとんどで、少子高齢化の進行に伴う後継者不足、人口減少による売り上げの減少など、深刻な課題となっています。

東日本大震災後、居住地の分散等により、日常の買い物を含め生活環境に変化が生じています。

「道の駅たのはた」を、物産・観光のみならず、地域振興の核施設として活用し、地域経済の発展を目指していきます。

## 取り組み

中小企業者、商工会、村が連携し、地域経済の振興に取り組みます。

商工会の基盤強化と商工会を中心とした組織活動の強化を図ります。

関係機関と連携し、起業・創業に意欲のある方の支援を行います。

各種制度資金の利用促進や商店経営の安定化を図ります。

村内における日常の買い物行動に関する実態把握を行い、必要な施策を検討していきます。

インターネットを活用しての地場製品のPRと販売促進を強化します。

第三セクターの経営強化に向けた支援を進めます。

「道の駅たのはた」周辺の魅力向上と施設整備による賑わいの創出を図ります。

## 主な施策

中小企業振興支援の推進、地域ブランド育成の推進、買い物弱者への支援、水産加工品開発の推進<<再掲>>、道の駅たのはたを軸とした地域振興の推進、起業化の促進、第三セクターの経営支援

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

Ⅳ  
産業

基本目標  
(領域別)

4  
商工業

商工業の活性化と安定した経営を支援します

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針  
(項目別)

## (2)【製造業・建設業】

的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります

### 現状と課題

製造業や建設業は、村内では比較的規模の大きな事業所が多く、雇用の場としても大きな役割を果たしています。

建設業は、東日本大震災後の復興需要により売り上げを伸ばした一方で、材料費の高騰や従業員の確保等の課題を抱えています。また、復興需要後の景況変化を見据えた対応が必要です。

経営体質の強化に合わせて、地域特有の食材や資源を活用した新しいビジネス展開や販路を開拓することが必要です。

### 取り組み

各種制度資金の利用促進等により経営の安定化を図ります。

住民生活の基盤を整備する公共事業の確保に努めます。

公共事業発注時期の平準化と異業種参入への支援を行います。

### 主な施策

中小企業振興支援の推進<<再掲>>

目指すべき  
将来像Ⅳ  
産業基本目標  
(領域別)5  
雇用・労働

安定経営による雇用の場の確保と創出に努めます

基本方針  
(項目別)**(1)【雇用・労働】  
質の高い労働力の確保に努めます****現状と課題**

令和6年度における宮古管内の有効求人倍率は平均0.99と高い水準を維持していますが、希望職種と一致しない等の理由で採用、就職に至らない「雇用のミスマッチ」が継続しています。

また、令和7年3月卒業新規高等学校卒業者の宮古管内就職率は37.1%と就職者の半数に満たない状況となっており、地域の活性化のためにも若年労働者の確保が喫緊の課題となっています。

地元企業の認知度を高めるとともに、地元就職を奨励する取り組みが必要です。企業活動の礎となる、質の高い労働力の安定的な確保が求められています。

三陸沿岸道路の開通により通勤圏域が拡大し、広域連携による雇用の確保が求められています。

**取り組み**

管内就職のより一層の促進を図るため、宮古地域雇用対策協議会など近隣市町村関係団体と連携し、地元への就職・Uターン就職を積極的に展開するとともに、地元受け入れ態勢の改善及び雇用開発促進を図ります。

安定した質の高い労働力の確保に努めます。

村外からの通勤の負担を軽減させるため、村内の空き家情報等の提供を促進します。

各産業分野における担い手確保・育成や経営強化、高付加価値化に向けた取り組みにより産業全体の収益向上と雇用機会の創出を目指します。

第三セクターの経営強化や移転リニューアルした道の駅たのはたを中心とした商品開発や産業間連携の取り組みにより、商工業者の持続的な経営と新規起業者への支援を拡充し、地域雇用の創出を目指します。

**主な施策**

雇用の促進、誘致企業へのフォローアップ、企業誘致活動、産業間連携の推進、各産業分野の後継者育成、観光推進体制強化、第三セクターの経営強化、起業支援

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

IV  
産業

基本目標  
(領域別)

6  
観光

観光の魅力を向上させ、新たな交流人口拡大を図ります

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します

基本方針  
(項目別)

## (1)【観光】

体験型観光の充実による「観光の村」を目指します

### 現状と課題

村内の観光客数(北山崎・鵜の巣断崖)は、新型コロナウイルス禍での減少傾向から回復しつつあります。東日本大震災以前から力を入れてきた体験メニューの更なる充実と、内陸部の観光素材や道の駅たのはた等の利活用を図ります。

また、東日本大震災の被災地である本村には、復興支援への感謝や震災体験の伝承活動などを次世代へと引き継ぐ責務があります。教育旅行においては、新型コロナウイルス禍で減少した県外からの受け入れ数も回復傾向にあります。震災学習や体験プログラムの提供を通じて、更なる交流人口の拡大が望まれます。

北山崎をはじめとした観光地において、観光客が快適に利用できるよう、施設、環境等の整備が必要とされています。

### 取り組み

既存の観光資源と産業分野との連携や新しい体験メニュー、製品の開発を図り、村全体で稼ぐ観光の仕組みを構築します。また、道の駅たのはたを起点とした観光企画の実施及び広報、SNS及び各種メディア等を通じて観光PRを積極的に行い、交流人口拡大を図ります。

観光客や来村者への、震災からの復興支援への感謝を含めた、おもてなしの啓発を図ります。また、教育旅行においては、継続的な誘致及びエージェントや学校への宿泊補助を実施します。

みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを活用した観光メニューを推進します。

少子高齢化と人口減少により観光業の従事者が減少していることから、受け入れ体制の見直しを検討し、観光事業者の経営改善を図ります。

地域社会と観光事業者の共創による持続可能な観光地づくりを推進し、観光客が快適に利用できる環境整備に努めます。

### 主な施策

おもてなしの村づくりの推進、観光客誘致宣伝活動の推進、体験型観光の推進、教育旅行誘致活動の推進、みちのく潮風トレイル・ジオツーリズムの推進

# 多様な交流を大切にし、 心ふれあう村をつくりま

基本方針  
(項目別)

## (1)【住民自治】

地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します

### 現状と課題

地域の課題解決や地域づくりは、地域住民が主体となって取り組むことが求められています。

村内には23の自治会と旧小学校区単位に5つの自治協議会が組織されており、祭りや敬老会の開催、美化清掃、資源ごみの回収など、それぞれの地域の特性に合わせた自主的な活動が展開されています。しかし、近年では、少子化と高齢化率の上昇、そして住民同士の関係の希薄化が進行しており、こうした活動の維持・継続が困難になりつつあります。

羅賀地区、島越地区は震災後、高台移転地への転居等により居住地が分散されましたが、行政区としては、震災前の枠組みを維持しています。

少子・高齢化や人口減少によりコミュニティ活動の展開に支障がでてきている地域もあり、将来的な行政区のあり方については、地域の意向を踏まえ検討していく必要があります。

班長を務めること、草刈りなど共同作業への参加が困難になっている高齢者世帯が増えています。住民同士の助け合いや仕組みづくりなど、集落機能を維持するための知恵と工夫が求められています。

地域と行政との情報交換がより円滑になるよう橋渡し役を担いながら、「住民自治」制度を定着及び充実させ、自主的な活動が展開されるよう地域を誘導するため、地域協働隊職員制度の円滑な運用を推進する必要があります。

### 取り組み

高齢者世帯への除雪ボランティア活動を支援します。

地域住民が気軽に集まり、話し合いやレクリエーションなどのコミュニティ活動の取り組み支援と居場所づくりを促進します。

コミュニティ活動の推進は、リーダーの果たす役割が極めて重要なことから、地域リーダーを養成し、コミュニティ活動の活発化を図ります。

環境美化運動などの村民の自主的な村づくり運動を支援します。

地域内の防災と安全を地域で確保するため、自主防災組織活動の支援と結成を推進します。

### 主な施策

協働のむらづくりの推進、自治協議会連合会活動の推進、地域づくりの推進、地域づくり実践活動への支援、地域協働隊職員制度運用の強化

目指すべき  
将来像

V  
交流

基本目標  
(領域別)

1  
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

V  
交流

基本目標  
(領域別)

1  
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

## 多様な交流を大切にし、 心ふれあう村をつくります

基本方針 (項目別) (2)【協働】  
「地域づくり計画」の実現を支援します

### 現状と課題

個人でできることは個人が解決し(自助)、個人でできないときは家庭や地域が(互助、共助)、地域ができないときに初めて行政がサポートする(公助)という、地域づくりが求められています。

平成22年4月に施行した「協働のむらづくり基本条例」に基づき、住民と地域、行政との役割分担と協働によるむらづくりの推進に取り組んでいます。

各地区で策定した「地域づくり計画」や各自治会が計画した「協働のむらづくり推進事業計画」の実現に向けた自主的、創造的な活動を支援し、地域と行政の一体的な連携を図る必要があります。

住民自治活動や地域づくり計画の実現を支援するための助成を行っていますが、その充実と強化が求められています。

地域と行政とが地域課題を共有し解決に向けて足並みをそろえるため、橋渡し役となる地域協働隊職員制度の円滑な運用を推進する必要があります。

### 取り組み

各種委員会への村民の積極的な参画を通じて、村民と行政の協働の関係を構築し、村政への村民意向の反映を図ります。

行政情報の公開と住民要望の把握など、情報の双方向性に努め、村民が村政に積極的、かつ、気軽に提言できる環境づくりに努めます。

村民と行政との相互信頼関係に基づく幅広い住民参加を得るために、村民懇談会などでの声を大切にし、施策の展開に反映します。

互いに助け合い、心通い合う地域社会の実現のために、各地域の自主的なコミュニティ活動を助成するとともに、自治会や青年会、婦人会、各種ボランティアグループなどの活動を支援します。

### 主な施策

協働のむらづくり基本条例の推進、協働のむらづくりの推進<<再掲>>、  
地域協働隊職員制度運用の強化<<再掲>>

目指すべき  
将来像V  
交流基本目標  
(領域別)1  
地域コミュニティ

地域コミュニティ活動の活性化を図ります

基本方針  
(項目別)**(3)【まちの拠点づくり】****まちの拠点として機能する役場庁舎整備を推進します****現状と課題**

役場、診療所、アズビィ施設、中央防災センター、金融機関等本村の主なまちの機能は国道45号沿線であり地理的にも村の中心に位置する田野畑地区に集中しています。人口減少が続くことが予測されており、持続可能なむらづくりのために、今後も施設整備においては、まちの拠点となる区域への集約化が必要となります。

役場庁舎は建設から60年以上が経過し、老朽化に加えて、バリアフリー対応にも不備があり、利用に不便を来すことがあります。また、現在の耐震基準を満たしておらず、大規模災害発生時に災害対策本部機能を維持することができない可能性があります。

人口減少に伴い歳入の減少も予測され、また、近年実施した大規模投資事業の財源として発行した地方債の償還が続いており、財政状況を慎重に見極めた事業執行が求められています。

**取り組み**

まちの拠点機能の一つである役場庁舎の整備事業を推進します。

新庁舎の建設に当たっては、利用しやすい位置や機能等について、村民の意見を十分に集約し事業を推進します。

また、既存の公共施設においては、財政状況を慎重に見極めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の施設管理・更新コストの削減に配慮します。

**主な施策**

新庁舎建設事業の推進

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

V  
交流

基本目標  
(領域別)

2

都市との友好と交流

都市との交流の促進により活力ある地域づくりを推進します

## 多様な交流を大切にし、 心ふれあう村をつくります

基本方針  
(項目別)

### (1)【都市との友好と交流】

村との縁を大切にした交流の輪を守り育てていきます

#### 現状と課題

友好都市埼玉県深谷市とは、小学生の交流事業や産業まつりの相互出店等で交流してきました。東日本大震災後には、支援物資や職員派遣等多くの支援をいただきました。東日本大震災の復興支援を契機に交流が始まった青森県藤崎町とは平成27年4月に友好都市の協定を締結し、支援物資や職員派遣等多くの支援の他、小学生の交流事業を続け交流を深めてきました。

長きに渡り交流を続けてきた早稲田大学とは、平成30年3月に相互に協力し、学術・文化・地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として「田野畑村と早稲田大学との協働連携に関する協定書」を締結し、村が抱えるさまざまな問題に対して、学生が解決策を提案する実践型のワークショップ等を行っています。

村出身者で構成する「在京田野畑村ふるさと会」、村立小中学校への奉職者等への「特別村民」など、村との縁を大切にした交流が続けられています。

少子・高齢化等による定住人口の減少が続く中で、村外の人々との交流は地域に元気と明るさをもたらすため、その継続と充実が望まれています。

#### 取り組み

友好都市である深谷市と藤崎町とのさらなる交流促進を図ります。

早稲田大学をはじめとした交流のある大学と地域や児童生徒、青年層を中心とした息の長い村民交流を推進します。

ふるさと納税の返礼品に仕組み、田野畑に思いを寄せる方への感謝の意を届けるとともに、田野畑村のファン・関心層の拡大に取り組みます。

「在京田野畑村ふるさと会」や「特別村民」との交流を深めていきます。

#### 主な施策

友好都市との交流活動の推進、都市等との交流の推進、ふるさと納税の取り組み推進、交流のある各大学との連携

# 誰もが容易に移動や情報を得られるよう、 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針  
(項目別)

## (1)【国道・県道・村道】

地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます

### 現状と課題

東日本大震災により復興道路として位置付けられた三陸沿岸道路は、令和3年12月をもって仙台市から八戸市間の全線(延長359km)が開通しました。本村においては、国道45号の最大の難所であった閉伊坂は、平成26年3月に開通した尾肝要道路(延長約4.5km)により解消され、尾肝要から普代間を結ぶ尾肝要普代道路(延長約8km)は、令和2年12月に開通し、大芦から田野畑を結ぶ田野畑道路(延長約6km)は、令和3年7月に開通しました。

また、三陸沿岸道路から道の駅への緊急連絡路のIC化は、令和7年12月に開通しました。

主要地方道岩泉平井賀普代線は、東日本大震災により各地で寸断されました。島越工区については、孤立解消や高台移転地との連絡に活用されるため、復興道路として整備が進められ令和3年3月に開通しました。白池地内の落石及び越波はルート変更により解消され、また、明戸地区では防潮堤の上部に路線が変更されたことより、安全確保と時間短縮が図られました。ただし、海岸部は起伏が激しく、急勾配急カーブが連続することから、今後も改良促進を図る必要があります。

社会資本整備総合交付金事業では、改築事業として村道沼袋三沢線、村道十文字線の道路改良舗装工事を実施し、防災安全事業では村道鉄山線落石対策施設整備工事、鉄山線外道路舗装修繕工事を計画的に進めています。道路メンテナンス事業においては、年々老朽化が進んでいる道路ストックの維持修繕を強化する必要があります。

### 取り組み

村民生活に密着する生活道路整備に重点的に取り組みます。道路橋梁(64橋)及びトンネル(2箇所)は、令和8年度に5年に1度の定期点検(3巡目)を実施し、個別施設計画を作成して計画的に施設の長寿命化を図ります。

高齢者や交通弱者対策として、安全な道路の確保に努めます。

村道の適正な維持管理に努めます。

国や県等の関係機関への要望活動を強化し、三陸沿岸道路の機能強化促進を目指します。

通学路の安全確保においては、「田野畑村通学路交通安全プログラム」により年に一度の合同点検を実施し通学路の安全の向上を図ります。

除雪においては、村内業者の保有する除雪機械の不足や除雪オペレーターの高齢化など年々厳しい状況下にあります。国、県、村、地域住民と一体となり早期除雪に取り組み、冬期間の道路交通網の安全を図ります。また、国道歩道の除雪については、各地区の人員確保が困難となり、平成26年度から国直轄で実施しています。

目指すべき  
将来像

Ⅵ  
交通・情報基盤

基本目標  
(領域別)

1  
道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

VI  
交通・情報基盤

基本目標  
(領域別)

1  
道路

広域的な交流・物流を促進する道路網を整備します

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、  
連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

## 主な施策

三陸沿岸道路機能強化の促進、村道及び生活道路等改良の促進、  
道路ストックの点検事業、村道トンネル長寿命化事業、橋梁長寿命化事業、  
道路維持補修の推進、通学路の安全の促進、村道除雪対策の推進

目指すべき  
将来像VI  
交通・情報基盤基本目標  
(領域別)2  
公共交通効率的で  
利便性の高い  
交通体系を  
構築します基本方針  
(項目別)

## (1)【公共交通】

## 予約運行交通の利便性の向上を図ります

## 現状と課題

東日本大震災で被災した三陸鉄道は、平成26年4月に全面復旧しました。また令和元年台風19号、令和6年台風5号による被災で再び長期運休を余儀なくされましたが、令和6年11月に全線運行を再開しました。震災復旧からの全面復旧時には一時的に観光客利用が増えたものの、沿岸部の人口減少に伴い路線住民利用が回復せず、また、新型コロナウイルスの感染拡大により低下した観光需要は回復に時間を要しており、厳しい経営環境が続いています。

朝と夕方に通学用の総合バスが運行され、村民も無料で利用することができるようになってきました。

日中の時間帯は、予約運行交通として「くるもん号」が運行され、村民の「足」として定着してきています。

「くるもん号」の毎日の運行等を求める声がありますが、利便性の向上と、効率的な運行による経費節減の両面を総合的に判断しながら改善に努める必要があります。

## 取り組み

小中学生の通学の足となっている総合バスの安全で確実な運行を確保します。

予約運行交通の「くるもん号」と観光乗り合いタクシーの効率的な運行を行います。

県沿岸部の重要な交通機関である三陸鉄道の経営を積極的に支援します。

三陸鉄道の利用客増加のためマイレール運動を推進します。

## 主な施策

三陸鉄道安定経営対策に対する支援の継続、総合バス運行の推進、総合バス車両の計画的な更新、予約運行交通と観光乗合タクシー運行の推進

# 後期基本計画

目指すべき  
将来像

VI  
交通・情報基盤

基本目標  
(領域別)

3  
情報

情報通信基盤を充実させ、  
利活用能力の向上を図ります

## 誰もが容易に移動や情報を得られるよう、 連携・基盤の充実と機能発揮に努めます

基本方針  
(項目別) (1)【情報通信】  
情報通信格差の解消に努めます

### 現状と課題

光ブロードバンドによる超高速通信基盤は、平成28年度にサービスを開始しました。テレビ共聴施設の老朽化が進んでいることから、対策が必要となります。

村内の携帯通信サービスエリアは、国庫補助事業等により村内移動通信用鉄塔施設が8基整備されたほか、通信事業者独自の施設整備により、95%を超える世帯がカバーされたものと想定されています。

### 取り組み

光ブロードバンド網の適切な維持管理を行います。

住民が情報端末を利活用する能力の向上を図り、適切に情報に触れ、取得できるようスマホ教室の開催や情報機器モラル教育の推進等を行います。

随時老朽化したテレビ共聴施設の改修への支援を行います。

通信事業者に対し村内の携帯電話不感地域に関する情報提供と解消に向けた対策について要望・協議を行います。

老朽化したラジオ中継施設の更新整備を進めます。

### 主な施策

光ブロードバンド網の維持管理、テレビ共聴施設の改修支援、携帯電話エリア整備、ラジオ中継施設の更新整備、情報機器モラル教育の推進<<再掲>>

目指すべき  
将来像VI  
交通・情報基盤基本目標  
(領域別)3  
情報情報通信基盤を充実させ、  
利活用能力の向上を図ります基本方針  
(項目別)**(2)【情報発信】****多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます****現状と課題**

村の行政施策や事業内容などを正確に伝えるため、広報紙やホームページなどにより、村民に分かりやすい情報の提供に努めなければなりません。

ソーシャルメディアを活用した情報発信手段として、平成29年4月にYouTube、同年5月にFacebook、令和2年10月にInstagram、令和6年9月にLINEの各公式アカウントを開設しました。

田野畑村の関係人口の拡大を図るため、改めて村の魅力を掘り起し、戦略的に外部に情報発信していく必要があります。

情報が大量にあふれる中、仕事や暮らしに活用できる有用な情報を取捨選択する能力を向上させる必要があります。

個人の権利や利益を守るため、情報セキュリティ対策の一層の強化を進める必要があります。

情報通信基盤であるDXの技術を活用し、更なる住民生活の利便性の向上が求められています。

**取り組み**

幅広い世代に向けた分かりやすい情報発信に努めます。

広報紙やホームページ、マスコミなどの情報媒体を活用し、村内外に広く情報を発信します。

常にホームページの充実を図り、観光情報や特産品の紹介など村の魅力発信に努めます。

ソーシャルメディアを活用し、村の魅力や話題、イベント情報を発信します。

インターネット等情報通信ネットワークの利用促進を図るとともに、セキュリティ対策の強化に努めます。

DXや生成AIを活用することで役場業務を効率化し、住民サービスの利便性向上と、行政運営のコストパフォーマンスの最大化を両立させます。

**主な施策**

広報活動の推進、ホームページの充実、ソーシャルメディアを活用した情報発信、情報ネットワーク管理運営の推進及びセキュリティ対策の強化、DXや生成AIの活用の推進



# 実施計画

ここに掲げる実施計画は、後期基本計画に掲げる施策の方向に基づき、令和8年度から11年度までの4年間に実施する主要な事業を掲載したものです(一部長期的な事業として計画されているものも含まれています)。

計画を着実に推進するとともに、時代や経済情勢の変化等に応じ、柔軟かつ弾力的な実施に努めます。

## (1) 領域別課題と主な施策

- I 環境  
豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります ..... 92
- II 生活  
安全で生き活きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします ..... 93
- III 学習  
ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます ..... 96
- IV 産業  
産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環型・共生型の働き続けられる村を目指します ..... 98
- V 交流  
多様な交流を大切にし、心触れあう村をつくります ..... 100
- VI 交通・情報基盤  
誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮に努めます ..... 101

# 事業計画／事業一覧

## (1) 領域別課題と主な施策

### I 環境

豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村をつくります

| 領域         | 分野                     |                            | 事業名                                                                                                     | 事業主体 | 実施主体    | 年度                   | 指標と目標                        |
|------------|------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|----------------------|------------------------------|
| 1 環境保全     | (1)自然環境                | 優れた自然環境を適切に保全し、次世代に継承します   | きれいな村づくり推進事業<br>リサイクル団体への奨励金交付                                                                          | 村    | リサイクル団体 | 8～11                 |                              |
|            |                        |                            | 水質調査<br>6河川12カ所                                                                                         | 村    | 村       | 8～11                 |                              |
|            |                        |                            | 自然公園保護管理事業<br>北山崎地区、鶴の巣地区に自然公園保護管理員を年間約80日配置                                                            | 村    | 村       | 8～11                 |                              |
|            | (2)景観形成                | 自然環境と調和した農山漁村の景観づくりを進めます   | 花いっぱい運動の推進<br>村内各地区、小中学校、たのはたこども園に花苗、堆肥を配布                                                              | 村    | 自治会等    | 8～11                 |                              |
| (3)地球温暖化防止 | 環境に負荷の少ない生活や事業活動を推進します | ごみ減量化の推進<br>周知広報、分別ポスター配布等 | 村                                                                                                       | 村民   | 8～11    | 村民1日1人当たりごみ排出量516g   |                              |
| 2 生活環境     | (1)ごみ・し尿処理             | ごみ排出量削減の取り組みを促進します         | きれいな村づくり推進事業(再掲)<br>村内一斉清掃の実施(4月、10月)                                                                   | 村    | 自治会等    | 8～11                 |                              |
|            |                        |                            | ごみ減量化の推進(再掲)<br>周知広報、分別ポスター配布等                                                                          | 村    | 村民      | 8～11                 |                              |
|            | (2)上下水道                | 上下水道等の普及促進と整備率向上を図ります      | 簡易水道等施設整備事業<br>水道施設の耐震化改良を実施し、安心安全な浄水の供給を図る<br>机地区(配水池・配水管の改良)<br>田野畑地区(配水管の改良)<br>切牛地区(前処理施設新設・配水管の改良) | 村    | 村       | 8～10<br>9～11<br>8～11 |                              |
|            |                        |                            | 簡易水道生活基盤近代化事業(羅賀・沼袋)<br>老朽化した配水管の修繕工事                                                                   | 村    | 村       | 8～11                 |                              |
|            |                        |                            | 田代千足簡易給水施設機能保全事業<br>給水施設を組合から村が引き受け機能保全を図る                                                              | 村    | 村       | 8～10                 |                              |
|            |                        |                            | 田野畑村飲雑用水道施設機能保全事業<br>浜岩泉・南大芦専用水道の計画的改修の実施                                                               | 村    | 村       | 8～11                 |                              |
|            |                        |                            | 浄化槽設置整備事業<br>下水道処理区域外での浄化槽設置への補助                                                                        | 村    | 村民      | 8～11                 | 浄化槽汚水処理人口普及率<br>18.0%→ 19.6% |
|            |                        |                            | 水洗化普及推進事業<br>水洗化を行う汲取り世帯に補助金交付                                                                          | 村    | 村民      | 8～11                 | 村内汚水処理人口普及率<br>78%→ 83%      |
|            |                        |                            | 特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業<br>主要設備の計画的な保守を実施                                                               | 村    | 村       | 8, 10<br>～11         |                              |
|            |                        |                            | 漁業集落排水処理施設 機能保全事業<br>機能保全計画を見直し改築費用の平準化を図る                                                              | 村    | 村       | 8～11                 |                              |

| 領域         | 分野       |                      | 事業名                                           | 事業主体 | 実施主体 | 年度   | 指標と目標 |
|------------|----------|----------------------|-----------------------------------------------|------|------|------|-------|
| 2<br>生活環境  | (3)住宅・公園 | 憩いのある住居環境や公園づくりを進めます | 木造住宅耐震診断<br>木材住宅の耐震診断・改修に対する補助                | 村    | 村民   | 8～11 |       |
|            |          |                      | 住宅建築物省エネ改修推進<br>住宅の省エネルギー化診断及び改修補助            | 村    | 村民   | 8～11 |       |
|            |          |                      | 定住対策促進事業<br>定住対策用住宅修繕の補助等                     | 村    | 移住者等 | 8～11 |       |
|            |          |                      | 思惟大橋コミュニティ公園管理事業<br>公園管理業務、遊具保守点検、遊具・トイレ等の修繕等 | 村    | 村    | 8～11 |       |
|            |          |                      | 村営住宅改善事業(長寿命化計画見直し)<br>公営住宅の安全性を確保するための計画見直し  | 村    | 村    | 8～10 |       |
|            |          |                      | 思惟大橋コミュニティ公園整備事業<br>安全性の確保を図るため遊具更新等を実施       | 村    | 村    | 8～11 |       |
| 3<br>エネルギー | (1)エネルギー | 再生可能エネルギーの導入を進めます    | 再生可能エネルギー等導入促進事業<br>再生可能エネルギー設備設置費用の補助        | 村    | 村民   | 8～11 |       |

## II 生活

### 安全で生き生きとした生活が営まれ、人々が集い笑顔あふれる村にします

| 領域      | 分野       |                                              | 事業名                                                   | 事業主体 | 実施主体 | 年度              | 指標と目標 |
|---------|----------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------|------|-----------------|-------|
| 1<br>保健 | (1)健康づくり | 心のケアの充実と生活習慣の改善を・食育推進を図ります                   | 生活習慣病予防栄養・運動教室<br>高血圧予防等の普及啓発                         | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         |          |                                              | 運動による健康づくり教室<br>生活習慣病の予防                              | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         |          |                                              | 栄養指導・栄養相談<br>各世代に合わせた栄養指導・栄養相談                        | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         |          |                                              | 食育推進事業<br>各世代に合わせた食育事業・郷土料理の伝承                        | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         |          |                                              | 健康相談<br>毎月地区を巡回し健康相談を実施                               | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         |          |                                              | 自殺予防対策事業<br>相談支援、支援者の人材養成等<br>(NPOチームバラ作戦、こころのケアセンター) | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         | (2)母子保健  | 子どもを健やかに産み育てる環境をつくります                        | 妊産婦健康診査事業<br>妊産婦健康診査事業<br>妊産婦健診、妊産婦科健診への公費負担          | 村    | 村    | 8～11            |       |
|         |          | 新生児聴覚検査事業<br>乳幼児健康診査事業<br>新生児聴覚検査、乳幼児健診の公費負担 | 村                                                     | 村    | 8～11 | 乳幼児健診受診<br>100% |       |

# 事業計画／事業一覧

| 領域      | 分野       |                       | 事業名                                                                  | 事業主体 | 実施主体 | 年度   | 指標と目標                |
|---------|----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|------|------|------|----------------------|
| 1<br>保健 | (2)母子保健  | 子どもを健やかに産み育てる環境をつくります | 乳幼児相談・家庭訪問<br>療育相談<br>乳幼児健診の事後指導、乳幼児の発達発育等の相談対応                      | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | エンゼル祝金給付事業<br>出産した人に祝い金を支給、3歳の誕生日を迎えることもと家族にバースデイ宿泊券を交付              | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         | (3)成人保健  | 健康診査の受診率向上を図ります       | 特定健康診査等事業<br>各対象年齢に各種事業実施<br>特定保健指導                                  | 村    | 村    | 8～11 | 特定健診受診率<br>38.0%     |
|         |          |                       | がん検診無料クーポン配布事業<br>がん検診対象者への無料クーポン券の配布                                | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | 健康増進事業<br>健康相談、健診結果説明会等の開催                                           | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         | (4)歯科保健  | 虫歯と歯周病の予防意識向上に努めます    | 乳幼児健康診査事業<br>歯の健康優良児表彰<br>個別相談、ブラッシング指導等                             | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | 幼児・児童・生徒の虫歯予防活動<br>各対象年齢に、フッ化物洗口                                     | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | 歯周病唾液検査<br>希望者を対象に唾液検査を実施                                            | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         | (5)感染症対策 | 各種予防接種の接種率を向上させます     | 予防接種事業<br>接種費用の公費負担等                                                 | 村    | 村    | 8～11 | 各種予防接種の受診率<br>100%   |
|         |          |                       | インフルエンザ予防接種助成事業<br>1歳以上の村民を対象にインフルエンザワクチンの接種費用を助成                    | 村    | 村    | 8～11 |                      |
| 2<br>医療 | (1)医療    | 一次医療サービスの充実を図ります      | 訪問診療・訪問歯科診療<br>医師が患者の居宅に向いて診療実施                                      | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | 市町村医師養成事業<br>※岩手県国民健康保険団体連合会事業                                       | 村    | 連合会  | 8～11 |                      |
| 3<br>福祉 | (1)児童福祉  | 安心して子育てができる環境をつくります   | 子ども医療費助成事業<br>出生～高校生までの子どもの医療費の一部助成                                  | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | 認定こども園運営事業<br>0～5歳児を対象とした教育・保育の一体的実施                                 | 村    | 村    | 8～11 | 認定こども園待機児童数<br>0人→0人 |
|         |          |                       | 子育て世代包括支援センター運営事業<br>妊娠～子育て期の切れ目のない支援、子育て講座の実施                       | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         |          |                       | 放課後児童クラブ運営事業<br>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供                  | 村    | 村    | 8～11 |                      |
|         | (2)高齢者福祉 | 住み慣れた地域で生活ができるよう支援します | 介護予防事業<br>地域の要請に応じて介護予防に関する講師派遣、介護技術の普及啓発、家族介護教室の開催、1次予防事業、2次予防事業の実施 | 村    | 村    | 8～11 |                      |

| 領域                                         | 分野                                                         | 事業名                           | 事業主体                                                | 実施主体                                        | 年度                          | 指標と目標                 |                       |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 3<br>福祉                                    | (2)高齢者福祉                                                   | 住み慣れた地域<br>で生活ができる<br>よう支援します | 田野畑村シルバー人材センター補助<br>事業<br>運営経費への交付金                 | 村                                           | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            |                                                            |                               | シルバーサポーター設置訪問事業<br>要援護高齢者を訪問し見守りを行<br>う             | 村                                           | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            |                                                            |                               | 緊急通報装置設置事業<br>緊急通報装置の設置                             | 村                                           | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            |                                                            |                               | 成年後見制度使用支援制度<br>認知症高齢者に対し村長が行う後<br>見の申立等に係る費用を負担    | 村                                           | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            |                                                            |                               | 地域包括支援センター運営事業<br>介護保険法による高齢者の生活支<br>援を実施           | 村                                           | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            |                                                            |                               | 総合保健施設・保健センター外壁等<br>修繕事業<br>建築20年が経過したことによる修<br>繕工事 |                                             |                             | 8～11                  |                       |
|                                            |                                                            |                               | (3)障がい者福祉                                           | 持てる能力を十<br>分に発揮できる<br>社会参加を支援<br>します        | 更生医療・育成医療給付事業<br>自立支援医療費の支給 | 村                     | 村                     |
|                                            | 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助<br>成事業<br>酸素濃縮器の使用に係る電気料金<br>の一部助成        | 村                             |                                                     |                                             | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            | 自立支援給付事業<br>地域生活支援事業<br>療養介護医療給付事業<br>障害者総合支援法に基づく各種給<br>付 | 村                             |                                                     |                                             | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            | 障害者相談員設置事業<br>身体障害者相談員、知的障害者<br>相談員の設置                     | 村                             |                                                     |                                             | 村                           | 8～11                  |                       |
|                                            | 消防自動車整備事業<br>老朽化等による消防車両の更新等                               | 村                             |                                                     |                                             | 村                           | 8～11                  | 消防車両更新台数<br>3台        |
|                                            | 防火水槽整備事業<br>消防水利の充足                                        | 村                             |                                                     |                                             | 村                           | 8～11                  | 防火水槽・消火栓新設<br>数<br>2基 |
|                                            | 治山・治水事業<br>土石流・河川氾濫危険箇所指定、<br>住民周知                         | 県・<br>村                       |                                                     |                                             | 村                           | 8～11                  | 土砂災害危険箇所指定<br>164箇所   |
|                                            | 4<br>消防・<br>安全                                             | (1)消防・防災                      | 防災体制の強<br>化と減災活動を<br>促進します                          | 自主防災組織、防災士の育成強化<br>自主防災組織等、村内防災士の育<br>成強化支援 | 村                           | 自主防<br>災組<br>織、村<br>民 | 8～11                  |
| 総合防災訓練の実施<br>災害種別に応じた関係機関の対応<br>訓練実施       |                                                            |                               |                                                     | 村                                           | 村/村<br>民                    | 8～11                  |                       |
| 消防指令センター整備事業<br>救急消防機材充実による指令セン<br>ターの機能強化 |                                                            |                               |                                                     | 宮古<br>広域<br>行政<br>組合                        | 宮古広<br>域行政<br>組合            | 8                     |                       |

# 事業計画／事業一覧

| 領域      | 分野        |                        | 事業名                                                  | 事業主体     | 実施主体     | 年度   | 指標と目標                   |
|---------|-----------|------------------------|------------------------------------------------------|----------|----------|------|-------------------------|
| 4 消防・安全 | (1) 消防・防災 | 防災体制の強化と減災活動を促進します     | 日本海溝・千島海溝津波緊急対策事業<br>災害に備えた避難所と防災倉庫の整備               | 村        | 村        | 8～9  | 避難場所2か所、避難所1か所、備蓄倉庫2か所  |
|         |           |                        | 宮古広域行政組合常備消防車両(広域負担金)<br>田野畑分署配備車両の更新                | 宮古広域行政組合 | 宮古広域行政組合 | 8～11 | 1台                      |
| 4 消防・安全 | (2) 安全    | 犯罪と交通事故の撲滅を目指します       | 交通安全対策事業<br>季節ごと交通安全運動、交通安全教室等の実施                    | 村        | 村/村民     | 8～11 | 交通死亡事故発生件数<br>年 0件→年 0件 |
|         |           |                        | 地域安全対策の推進<br>鍵かけ運動、地域防犯見守り活動の展開                      | 村        | 村        | 8～11 | 振り込め詐欺被害<br>0件→ 0件      |
|         |           |                        | 消費者救済対策の推進<br>いわて被害者支援センターとの連携支援                     | 村        | 村        | 8～11 |                         |
| 5 定住促進  | (1) 定住・移住 | 村の魅力向上させ、人口減少率の低減を図ります | 定住対策促進事業(再掲)<br>定住対策用住宅修繕の補助等                        | 村        | 移住者等     | 8～11 | U・Iターン者数<br>延べ160人      |
|         |           |                        | 地域おこし協力隊制度等の活用推進<br>地域おこし協力隊制度の活用等による積極的な移住希望者の掘り起こし | 村        | 村/受入団体   | 8～11 |                         |

## Ⅲ 学習

ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材を育てます

| 領域   | 分野             |                        | 事業名                                                                                        | 事業主体 | 実施主体    | 年度   | 指標と目標              |
|------|----------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|------|--------------------|
| 1 教育 | (1) 家庭教育・就学前教育 | 家庭教育に関する保護者の研修機会を充実します | 家庭教育学級の開催<br>幼児期・児童期・生徒期に応じた保護者対象講座等開催支援                                                   | 村    | 村       | 8～11 | 関係機関の講座開催<br>6回/年  |
|      |                |                        | 幼小中連携による就学前教育と保育の充実<br>幼小中連携による統計つけた教育カリキュラムとして、小学校就学前のアプローチカリキュラム、小学校1年生のスタートカリキュラムの編成・実践 | 村    | 村       | 8～11 | 幼小中連携協議会開催<br>2回/年 |
|      |                |                        | 子育て世代包括支援センター運営事業(再掲)<br>親子の居場所事業、子育て講座の実施                                                 | 村    | 村       | 8～11 |                    |
|      | (2) 学校教育       | 幼小中連携教育の推進を図ります        | 幼小中連携教育推進事業<br>幼小中連携教育の推進                                                                  | 村    | 村       | 8～11 | 幼少中連携協議会開催<br>2回/年 |
|      |                |                        | 学校教育環境(校舎・教材・教具・図書・ICT機器)の整備充実<br>児童生徒の学習環境、教材・教具・図書・ICT機器の整備充実                            | 村    | 村       | 8～11 |                    |
|      |                |                        | 学校運営協議会(コミュニティスクール)の展開<br>学校運営協議会を設置し、学校と地域、行政が連携・協働して子どもたちを育てていく取り組みの推進                   | 村    | 学校/地域/村 | 8～11 | 学校運営協議会の開催<br>3回/年 |

| 領域            | 分野          |                         | 事業名                                                                   | 事業主体                                 | 実施主体            | 年度         | 指標と目標                                   |
|---------------|-------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|------------|-----------------------------------------|
| 1 教育          | (2)学校教育     | 幼小中連携教育の推進を図ります         | 学校ICT環境整備事業<br>学校ICT(情報通信技術)の活用促進                                     | 村                                    | 村               | 8～11       |                                         |
|               |             |                         | 田野畑村育英奨学資金貸付制度の推進<br>経済的な理由で就学困難な者に対し、奨学金を貸付                          | 村                                    | 村               | 8～11       | 貸付件数 2件/年                               |
|               |             |                         | 小学校体育館空調設備等設置工事<br>避難所としても活用できるよう空調設備を整備                              |                                      |                 | 8～9        |                                         |
|               |             |                         | 小学校児童安全確保対策事業<br>不審者侵入防止のため防犯機器を整備                                    |                                      |                 | 8～9        |                                         |
|               |             |                         | 小中学校体育館照明LED化事業<br>落下危険防止と省エネ対策を目的とした改修工事                             |                                      |                 | 8～10       |                                         |
|               |             |                         | 村費負担職員による児童生徒支援の実施<br>講師、サポートティーチャー、ICT活用等推進員等を小中学校に配置                | 村                                    | 村               | 8～11       |                                         |
| 2 青少年の健全育成    | (1)青少年の健全育成 | 社会性をはぐくむ体験的な活動を充実させます   | 村民研修事業の実施<br>友好都市埼玉県深谷市との小学生交流<br>中学生の異文化交流研修(宿泊型語学研修)                | 村                                    | 村               | 8～11       | 小学生交流事業開催<br>1回/年<br>異文化交流事業開催<br>1回/年  |
|               |             |                         | 教育振興運動の推進<br>学校運営協議会(コミュニティスクール)を導入し、学校を中心とした活動と地域住民の連係<br>教育フォーラムの開催 | 村                                    | 学校/<br>地域/<br>村 | 8～11       | 学校運営協議会の開催<br>3回/年<br>教育フォーラム開催<br>1回/年 |
|               |             |                         | 情報機器モラル教育の推進<br>メディアや情報機器端末の適正な利活用が図られるよう情報機器モラル教育を実施                 | 村                                    | 村               | 8～11       | 情報機器モラル教育の実施 1回/年                       |
| 3 生涯学習・スポーツ活動 | (1)生涯学習     | 村民ニーズに対応した生涯学習活動を支援します  | 生涯学習活動の推進<br>各種生涯学習講座等の開催(自主活動支援を含む)                                  | 村                                    | 村               | 8～11       | 生涯学習講座開催<br>8回/年                        |
|               |             |                         | 村民文化展の開催<br>自主学習サークル活動に取り組む村民の支援                                      | 村                                    | 村               | 8～11       | 村民文化展の開催<br>1回/年                        |
|               |             |                         | 読書活動の推進<br>アズビィ図書室の管理・図書の充実                                           | 村                                    | 村               | 8～11       | アズビィ図書室年間利用者数<br>2,000人/年               |
|               | (2)スポーツ活動   | 生涯スポーツを推進し、健康の維持増進を図ります |                                                                       | 生涯スポーツの推進<br>マレットゴルフの普及<br>ウォーキングの推進 | 村               | 村/競<br>技団体 | 8～11                                    |

# 事業計画／事業一覧

| 領域       | 分野         |                     | 事業名                                                     | 事業主体 | 実施主体     | 年度   | 指標と目標                                                          |
|----------|------------|---------------------|---------------------------------------------------------|------|----------|------|----------------------------------------------------------------|
| 4 芸術・文化  | (1) 芸術・文化  | 芸術・文化に親しめる機会を提供します  | 伝統芸能伝承の推進<br>伝承保存活動の支援<br>各種発表会の開催                      | 村    | 村/郷土芸能団体 | 8～11 | 芸能フェスティバル開催<br>(芸術文化協会主催)<br>1回/2年                             |
|          |            |                     | 舞台芸術鑑賞の推進<br>優れた芸術文化を鑑賞する機会を創出                          | 村    | 村        | 8～11 | 青少年劇場の開催<br>1回/年                                               |
|          |            |                     | 民俗資料館の史料整備の推進<br>民俗資料館の史料整備の推進                          | 村    | 村        | 8～11 | 民俗資料館年間利用者数<br>500人/年                                          |
| 4 芸術・文化  | (1) 芸術・文化  | 芸術・文化に親しめる機会を提供します  | 文化財の調査・保存・伝承の推進<br>希少動植物、自然遺産、天然記念物の学習の機会を創出            | 村    | 村        | 8～11 | 観察会の実施<br>3回/年                                                 |
|          |            |                     | 希少動植物の保護活動<br>希少動植物の保護活動を支援(チョウセンアカシジミ・シロバナシャクナゲ・イワタバコ) | 村    | 村        | 8～11 | 生息域・繁殖域調査実施<br>1回/年                                            |
| 5 男女共同参画 | (1) 男女共同参画 | 女性や若者の社会参画の機会を確保します | 男女共参画推進事業<br>各種研修会への参加推進等                               | 村    | 村        | 8～11 | 各種審議会・委員会などへの女性登用率<br>31.8%→35.0%<br>男女共同参画サポーター<br>認定数14人→18人 |

## IV 産業

産業間連携とイノベーションにより地域資源が創造的に活用される、循環・共生型の働き続けられる村を目指します

|      |          |                     |                                      |   |       |      |  |
|------|----------|---------------------|--------------------------------------|---|-------|------|--|
| 1 農業 | (1) 畜産   | 営農継続と担い手の経営強化を推進します | 畜産振興総合対策事業補助金<br>牛群検定活動への補助(JA)      | 村 | JA    | 8～11 |  |
|      |          |                     | 和牛繁殖牛導入事業<br>和牛繁殖牛導入費用の補助            | 村 | 村     | 8～11 |  |
|      |          |                     | 畜産クラスター協議会の運営<br>畜産経営強化支援等           | 村 | 協議会   | 8～11 |  |
|      |          |                     | 草地畜産基盤整備事業<br>草地造成整備等、公共牧場の機能強化      | 村 | 村     | 8～9  |  |
|      |          |                     | 公共牧場機能強化事業<br>村営牧野の施設長寿命化等           | 村 | 村     | 8～9  |  |
|      |          |                     | 村営牧野車両購入事業<br>村営牧野の機械更新              | 村 | 村     | 8～11 |  |
|      |          |                     | 強い畜産基盤整備事業<br>畜産農家が行う草地更新等に対する補助     | 村 | 畜産農家  | 8～11 |  |
|      |          |                     | 堆肥処理施設等管理事業<br>指定管理者制度を活用した堆肥処理施設の運営 | 村 | 村     | 8～11 |  |
|      |          |                     | 農林漁業就業者支援事業補助金<br>農林漁業への新規就業者等の支援を行う | 村 | 新規就業者 | 8～11 |  |
|      | (2) 農産園芸 | 土地を有効に活かした農業を推進します  | 農地中間管理事業<br>農地集積、集約化に向けた支援           | 村 | 村     | 8～11 |  |

| 領域       | 分野      |                             | 事業名                                                | 事業主体 | 実施主体  | 年度   | 指標と目標          |
|----------|---------|-----------------------------|----------------------------------------------------|------|-------|------|----------------|
| 1<br>農業  | (2)農産園芸 | 土地を有効に活かした農業を推進します          | 地域農業計画実践支援事業<br>経営体の機械、施設等の導入費用の一部補助               | 村    | 村     | 8～11 |                |
|          |         |                             | 6次産業化推進協議会の設置運営<br>6次産業化の支援、イベントの開催等               | 村    | 協議会   | 8～11 | 新商品開発件数<br>8品目 |
|          |         |                             | 農林漁業就業者支援事業補助金(再掲)<br>農林漁業への新規就業者等の支援を行う           | 村    | 新規就業者 | 8～11 |                |
|          |         |                             | 産業間連携強化事業<br>村製品の販路拡大、新商品開発等                       |      |       | 8～11 |                |
| 2<br>林業  | (1)森林業  | 村有林及び森林管理道の整備と特用林産物生産を推進します | 森林資源実態調査(航空レーザ測量)事業<br>森林及び地形情報の現況把握               | 村    | 村     | 8    |                |
|          |         |                             | 村有林、村営造林整備事業<br>間伐・主伐・再造林等を実施                      | 村    | 村     | 8～11 |                |
|          |         |                             | 特用林産生産体制整備事業<br>菌床しいたけ生産事業者へ生産資材経費を補助              | 村    | 事業者   | 8～11 |                |
|          |         |                             | 森林管理道平波沢線開設事業<br>森林木材の利用拡大を促進するための森林管理道整備事業(県代行事業) | 県    | 県     | 8～11 |                |
|          |         |                             | 有害鳥獣被害防止対策事業<br>電気柵や鳥獣緩衝帯を活用し、鳥獣による人的、経済的被害を防ぐ     | 村    | 村     | 8～11 |                |
|          | (2)林業   | 森林環境税を活用し森林整備を推進します         | 森林環境税推進事業<br>森林経営管理制度に基づく私有林の整備、林業事業者による森林整備の推進    | 村    | 事業者   | 8～11 |                |
| 3<br>水産業 | (1)水産業  | 栽培漁業を推進し、経営強化を図ります          | 漁獲共済掛金補助<br>ワカメ養殖漁家への共済掛金を補助                       | 村    | 村     | 8～11 |                |
|          |         |                             | 水産資源造成事業<br>アワビ等の放流、ウニ蓄養栽培試験等の実施                   | 村    | 漁協    | 8～11 |                |
|          |         |                             | 6次産業化推進協議会の設置運営(再掲)<br>6次産業化の支援、イベントの開催等           | 村    | 協議会   | 8～11 | 新商品開発件数<br>8品目 |
|          |         |                             | 農林漁業就業者支援事業補助金(再掲)<br>農林漁業への新規就業者等の支援を行う           | 村    | 新規就業者 | 8～11 |                |
|          |         |                             | 水産基盤整備事業(平井賀、机)<br>北防波堤整備(羅賀)・突堤(平井賀)              | 村    | 村     | 8～11 |                |
|          |         |                             | 平井賀水門メンテナンス事業                                      |      |       | 8～11 |                |

# 事業計画／事業一覧

| 領域      | 分野         |                         | 事業名                                          | 事業主体 | 実施主体 | 年度   | 指標と目標                                                               |
|---------|------------|-------------------------|----------------------------------------------|------|------|------|---------------------------------------------------------------------|
| 4 商工業   | (1)商業      | 中小企業との連携を強化し、経営の安定を図ります | 中小企業振興金融融資事業<br>振興資金の利子補給                    | 村    | 村    | 8～11 |                                                                     |
|         |            |                         | 起業等支援補助金<br>起業、新分野参入への支援補助金                  | 村    | 商工会  | 8～11 |                                                                     |
|         | (2)製造業・建設業 | 的確な支援と事業確保により経営の安定を図ります | 道の駅たのはた運営業務<br>地域の核として道の駅運営の支援を行う            | 村    | 運営者  | 8～11 |                                                                     |
| 5 雇用・労働 | (1)雇用・労働   | 質の高い労働力の確保に努めます         | 雇用促進奨励制度<br>村内事業者の雇用創出への取り組みを支援              | 村    | 事業者  | 8～11 |                                                                     |
| 6 観光    | (1)観光      | 体験型観光の充実による「観光の村」を目指します | 体験観光交流促進事業<br>体験プログラム商品の開発、イベントの開催等          | 村    | 村    | 8～11 | 体験観光者数<br>4,500人→6,000人                                             |
|         |            |                         | 観光PR事業<br>観光パンフレットの作成、各種メディアでのPR             | 村    | 村    | 8～11 | 年間観光客入込数(北山崎・鶴の集断崖)<br>84,000人→135,000人<br>宿泊者数 26,300人<br>→35,000人 |
|         |            |                         | 教育旅行誘致支援事業<br>宿泊施設や民泊を利用して村内に滞在する学校への旅行費用の補助 | 村    | 村    | 8～11 |                                                                     |

## V 交流

多様な交流を大切にし、心ふれあう村をつくります

| 領域          | 分野           |                        | 事業名                                                       | 事業主体               | 実施主体                              | 年度   | 指標と目標 |
|-------------|--------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|------|-------|
| 1 地域コミュニティ  | (1)住民自治      | 地域の特性に合わせた自主的な活動を促進します | 協働のむらづくり補助金事業<br>地域づくり交付金事業<br>住民自治研修事業<br>地域づくりの活動に対する支援 | 村                  | 自治会等                              | 8～11 |       |
|             |              |                        | (2)協働                                                     | 「地域づくり計画」の実現を支援します | 地域協働隊支援制度<br>各行政区に役場職員を地域協働隊として配置 | 村    | 村     |
|             | (3)まちの拠点づくり  | 新庁舎建設を推進します            | 役場庁舎整備事業<br>新庁舎建設事業                                       | 村                  | 村                                 | 8～11 |       |
| 2 都市との友好と交流 | (1)都市との友好と交流 | 村との縁を大切に交流の輪を守り育てていきます | 友好都市・町村交流事業<br>友好都市埼玉県深谷市、青森県藤崎町との交流<br>早稲田大学等との交流        | 村                  | 村/村民                              | 8～11 |       |
|             |              |                        | ふるさと納税の推進<br>返礼品の拡充                                       | 村                  | 村/事業者                             | 8～11 |       |

## Ⅵ 交通・情報基盤

誰もが容易に移動や情報を得られるよう、連携・基盤の充実と機能発揮にと努めます

| 領域     | 分野           |                            | 事業名                                  | 事業主体 | 実施主体 | 年度   | 指標と目標                      |
|--------|--------------|----------------------------|--------------------------------------|------|------|------|----------------------------|
| 1 道路   | (1) 国道・県道・村道 | 地域の要望に即した道路整備と適正な維持管理に努めます | 村道沼袋三沢線改良舗装事業<br>村道の改良舗装             | 村    | 村    | 8～11 | 改良進捗率<br>38%→63%(R11年度末時点) |
|        |              |                            | 村道鉄山線外災害防除事業<br>落石防護設備整備             | 村    | 村    | 8～11 | 改良進捗率<br>65%→80%(R11年度末時点) |
|        |              |                            | 村道舗装維持修繕事業<br>村道鉄山線外道路舗装修繕           | 村    | 村    | 8～11 |                            |
|        |              |                            | 村道トンネル長寿命化事業<br>村管理トンネル2箇所の補修工事      | 村    | 村    | 9～10 |                            |
|        |              |                            | 道路ストック定期点検事業<br>橋梁、トンネル等の定期点検        | 村    | 村    | 8～9  |                            |
|        |              |                            | 橋梁長寿命化事業<br>道路橋64橋の補修工事              | 村    | 村    | 8～11 |                            |
|        |              |                            | 道路維持事業<br>側溝修繕工事、除雪ほか                | 村    | 村    | 8～11 |                            |
|        |              |                            | 道路維持車両購入事業<br>凍結防止剤散布車の購入            | 村    | 村    | 9    |                            |
| 2 公共交通 | (1) 公共交通     | 予約運行交通の利便性の向上を図ります         | 村民バス運行事業<br>総合バスの運行                  | 村    | 村    | 8～11 |                            |
|        |              |                            | 生活交通対策事業<br>予約運行交通、観光乗合タクシーの運行       | 村    | 協議会  | 8～11 |                            |
|        |              |                            | 田野畑マイレール推進事業<br>イベントの開催等による三陸鉄道への誘客  | 村    | 村    | 8～11 |                            |
| 3 情報   | (1) 情報通信     | 情報通信格差の解消に努めます             | 田野畑村共聴施設改修事業<br>老朽化した共聴施設の改修等        | 村    | 村    | 8～11 |                            |
|        | (2) 情報発信     | 多様場媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます    | 携帯電話用伝送路維持管理事業<br>携帯電話不感地域是正のための維持管理 | 村    | 村    | 8～11 |                            |
|        |              |                            | 光ブロードバンド施設管理事業<br>光ブロードバンド網の維持管理     | 村    | 村    | 8～11 |                            |



# 参考資料

- ❶ 田野畑村総合計画審議会委員名簿…… 104
- ❷ 諮問・答申 …………… 105
- ❸ 田野畑村総合計画審議会条例…………… 107
- ❹ 田野畑村協働のむらづくり基本条例 …… 109

# 参考資料

## 1 田野畑村総合計画審議会 委員名簿

### ■ 審議会委員

(敬称略、50音順)

| 所 属                 | 役 職 等    | 氏 名     |
|---------------------|----------|---------|
| 田野畑村議会 産業建設常任委員会    | 委員長      | 佐々木 芳 利 |
| 田野畑村議会 総務教育民生常任委員会  | 委員長      | 工 藤 求   |
| 田野畑村議会 村議会 政務調査会    | 会 長      | 中 村 勝 明 |
| 田野畑村漁業協同組合          | 代表理事組合長  | 佐 藤 定 明 |
| 田野畑村農業委員会           | 会 長      | 畑 山 正 明 |
| 田野畑村森林組合            | 代表理事組合長  | 熊 谷 吉 秀 |
| 田野畑村商工会             | 会 長      | 菊 地 大   |
| 田野畑村自治協議会連合会        | 会 長      | 熊 谷 吉 秀 |
| 田野畑村自治会連合会          | 会 長      | 佐 藤 博 美 |
| 田野畑村教育委員会           | 教育長職務代理者 | 熊 谷 勤 己 |
| 田野畑村校長会             | 会 長      | 鎌 田 政 好 |
| 田野畑村PTA連合会          | 会 長      | 早 野 敬 二 |
| NPO法人体験村・たのはたネットワーク | コーディネーター | 石 井 扶佐子 |
| 田野畑村社会福祉協議会         | 会 長      | 向川原 巖   |
| たのはたこども園            | 園 長      | 三 浦 千穂子 |

## 2 諮問・答申

田企観第204号

令和7年10月9日

田野畑村総合計画審議会会長 様

田野畑村長 佐々木 靖

### 田野畑村総合計画(後期基本計画)について(諮問)

標記計画の策定に当たり、田野畑村総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月23日

田野畑村長 佐々木 靖 様

田野畑村総合計画審議会

会長 熊谷 吉秀

## 田野畑村総合計画(後期基本計画)について(答申)

令和7年10月9日付け田企観第204号をもって諮問のあった「田野畑村総合計画(後期基本計画)」について、当審議会において慎重に審議した結果、原案を可とします。

施策の展開にあたり、具体の施策検討状況、計画の進捗状況等について村民に情報提供すること。また、施策の実施状況や検討見直しにおいては、村民が参画する協働のむらづくり推進委員会へ情報共有し、本計画の実現に取り組むことを要望し、答申とします。

### 3 田野畑村総合計画審議会条例

(昭和49年4月1日条例第7号)

改正 昭和54年12月21日条例第15号 平成 4年 3月23日条例第 1号  
 平成 6年 3月22日条例第 5号 平成10年 3月30日条例第 5号  
 平成13年10月23日条例第 7号 平成18年 3月20日条例第 5号  
 平成22年 3月17日条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、田野畑村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、田野畑村の自然環境と調和した、秩序ある総合的なむらづくりを促進するため、村長の諮問に応じ、田野畑村の総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、豊かな識見を有し、かつ、公共の福祉に関して公平な判断をすることができる者のうちから、村長が委嘱する。

(部会)

第4条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、村長が指名する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に必要な事項は、村長が別に定める。

# 参考資料

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年12月21日条例第15号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月23日条例第1号)抄  
(施行期日)  
1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月22日条例第5号)抄  
(施行期日)  
1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第5号)抄  
(施行期日)  
1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月23日条例第7号)抄  
(施行期日)  
1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第5号)  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第11号)  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 4 田野畑村協働のむらづくり基本条例

(平成22年3月17日条例第8号)

わたしたちの田野畑村は、北山崎を代表とする美しい海岸線や緑濃き森林など、豊かな自然に恵まれています。一方で、津波やヤマセによる大飢饉にたびたび襲われた歴史があるなど、多くの先人たちの苦難とたゆみのない努力、英知に支えられ発展してきました。

わたしたちは、この美しくも厳しい自然の中で培われた歴史や文化、伝統、郷土愛、結いの精神を守り育て、個性豊かで自信と誇りを持って安心して暮らせるむらづくりに努め、後世に引き継いでいかなければなりません。

このためには、自治の主役である村民が地域コミュニティ活動に積極的に参加するとともに、村民、議会及び行政の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働することによってむらづくりを推進していくことが大切です。

わたしたちは、ここに田野畑村のむらづくりの理念を明らかにし、住んでよかったと思える地域社会をつくるため、この条例を制定します。

### 目次

- 第 1章 総則(第1条-第3条)
- 第 2章 むらづくりの基本原則(第4条-第10条)
- 第 3章 村民の権利と責務(第11条・第12条)
- 第 4章 議会の役割と責務(第13条・第14条)
- 第 5章 行政の役割と責務(第15条-第17条)
- 第 6章 参加及び協働の推進(第18条-第20条)
- 第 7章 コミュニティ(第21条-第26条)
- 第 8章 村政の運営(第27条-第32条)
- 第 9章 連携と協力(第33条・第34条)
- 第10章 条例の見直し(第35条・第36条)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、田野畑村のむらづくりに関する基本原則を定めるとともに、村民の権利と責務、議会と行政の役割と責務を明らかにし、村民、議会及び行政との協働による住民自治を推進することによって、生き生きとした地域社会の実現を目指すことを目的とします。

#### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、むらづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、規則、計画等の策定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重するとともに、整合を図るものとします。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 村民 村内に住む人、村内で働く人、村内で学ぶ人、村内に事務所がある法人及び村内で活動する団体
- (2) 行政 村長をはじめとするすべての執行機関
- (3) 議会 議決機関としての田野畑村議会
- (4) むらづくり 村民が安心して安全に暮らせる豊かな地域社会を形成するためのさまざまな取り組み
- (5) 協働 村民、議会、行政の各主体がそれぞれ果たすべき責務と役割を自覚し、相互に補完しながら連携してむらづくりに取り組むこと
- (6) 住民自治 主権者としての村民が、主体的に地域課題の解決や地域振興に向けてともに考えて行動すること

# 参考資料

(7) コミュニティ 村民がお互いに助け合い、心豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に結ばれた自治会やボランティア等の組織及び団体

## 第2章 むらづくりの基本原則

(住民主体の原則)

第4条 むらづくりは、村民が主体となって進めるものとします。

(協働の原則)

第5条 むらづくりは、村民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務のもと、協働で進めるものとします。

(人権尊重の原則)

第6条 むらづくりは、村民、議会及び行政がお互いの人権を尊重しながら進めるものとします。

(情報共有の原則)

第7条 むらづくりは、村民、議会及び行政が情報を共有しながら進めるものとします。

(信頼関係構築の原則)

第8条 むらづくりは、村民、議会及び行政が信頼関係を築きながら進めるものとします。

(自主参加の原則)

第9条 むらづくりは、村民、議会及び行政の自主的な参加のもとで進めるものとします。

(対等の原則)

第10条 むらづくりは、村民、議会及び行政がむらづくりのすべての局面において、対等、平等及び公正でなければなりません。

## 第3章 村民の権利と責務

(村民の権利)

第11条 すべての村民は、むらづくりに参加する権利を有します。

2 すべての村民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有します。

3 すべての村民は、公正かつ適正な行政サービスを受用する権利を有します。

4 次代を担う子どもが村民として守られ、個人として尊重される権利を有します。

(村民の責務)

第12条 村民は、むらづくりにおける自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとします。

2 村民は、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

3 村民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため、子どもたちが夢と希望を持って成長できるむらづくりを推進しなければなりません。

4 村民は、村政運営に係る経費を公正かつ適正に負担しなければなりません。

## 第4章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、村民の代表として選ばれた議員により構成される意思決定機関及び議決機関として、行政活動が公正かつ誠実に効率的に実施されているかを調査・監視し、牽制する役割を果たさなければなりません。

2 議会は、議会における意思決定の内容及びその経過を明らかにし、分かりやすく村民に説明しなければなりません。

3 議会は、自らも政策立案等を行い、村民の意思が反映される活動に努めなければなりません。

(議員の役割と責務)

第14条 議員は、村民から選ばれた公職者として公正かつ誠実に職務を遂行し、公益のために行動しなければなり

ません。

- 2 議員は、村民の意思が村政に反映されるよう常に地域の課題や村民の意見を把握するよう努めなければなりません。

## 第5章 行政の役割と責務

(村長の役割と責務)

第15条 村長は、村の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、村民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

- 2 村長は、村民の意向を適正に判断し、村政の課題に対処したむらづくりを推進しなければなりません。
- 3 村長は、村職員を適切に指揮監督し、効率的な村政運営に努めなければなりません。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、それぞれの管理に属する事務について、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。

(村職員の役割と責務)

第17条 村職員は、自らも村民としての責務を果たすとともに、村民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

- 2 村職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に励み、村民に信頼されるよう努めなければなりません。

## 第6章 参加及び協働の推進

(参加の推進)

第18条 行政は、重要な計画等の企画立案、実施及び評価等の過程において、村民参加の機会の拡大に努めなければなりません。

- 2 行政は、委員会その他の付属機関等の委員を委嘱しようとするときは、特に専門性が必要な場合を除き、公募による委員を加えるよう努めなければなりません。
- 3 村民参加に当たっては、男女が社会の対等な構成員であることを認識し、女性や若者が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

(協働の推進)

第19条 行政は、村民との信頼関係を深めるとともに、地域におけるさまざまな課題を解決するためお互いの知恵と力を出し合い、協働によるむらづくりを進めるものとします。

- 2 行政は、協働のむらづくりを推進するため、むらづくり活動及びコミュニティ活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 3 行政は、前項の措置を講ずるに当たっては、村民活動の自主性及び自律性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとします。

(協働を推進する委員会の設置)

第20条 行政は、村民との協働によるむらづくりを推進するため、協働を推進する委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

- 2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。

## 第7章 コミュニティ

(コミュニティの役割)

# 参考資料

第21条 コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。

2 コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、将来にわたり引き継ぐよう努めるものとします。

(住民自治の推進)

第22条 村民及び行政は、地域に根差したむらづくりが村民主体となって行われるよう、地域コミュニティと行政との間で役割と責任を分担する住民自治の推進及び充実に努めるものとします。

(住民自治活動への参加)

第23条 村民は、村民と行政の役割分担と協働により公共サービスの新たな担い手となる住民自治活動の重要性を認識し、自ら積極的に住民自治活動に参加するよう努めるものとします。

(コミュニティの育成)

第24条 村民は、地域に根差したコミュニティが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現する重要な組織であることを認識し、その活動に参加、協力するものとします。

2 村民は、自らの住む地域に誇りと愛着を持ち、「自分たちの地域は自らの手でつくる」という思いを持ち、コミュニティを守り、育てるように努めるものとします。

3 村民は、民主的な地域運営を進めるため、女性・若者・子どもたちを含めた一人ひとりの意見が反映されるコミュニティづくりに努めるものとします。

4 村民は、子どもからお年寄りまですべての人たちが安心して安全に暮らせるコミュニティづくりに努めるものとします。

(相互の連携)

第25条 それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携協力し、お互いの活動の支援に努めるものとします。

2 地域コミュニティは、少子高齢化の進展により自治活動等に支障が生じてきていることを踏まえ、その自主的な判断により、隣接のコミュニティ及び行政等との連携の在り方を協議することができます。

(行政とコミュニティのかかわり)

第26条 行政は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重するとともに、コミュニティ活動に対し必要な支援を行わなければなりません。

## 第8章 村政の運営

(地域づくり計画)

第27条 地域コミュニティは、地域住民が主体となって地域の振興に取り組むため、地域づくり計画を策定するものとします。

2 地域づくり計画の策定に当たっては、行政は必要な支援を行わなければなりません。

(総合計画)

第28条 行政は、総合的かつ計画的な村政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定しなければなりません。

2 総合計画の策定に当たっては、地域コミュニティが策定した地域づくり計画の実現を勘案するものとします。

3 総合計画は、新たな行政需要にも対応できるように、必要に応じて計画内容を見直します。

(財政運営)

第29条 行政は、財源を効率的、効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営に努めなければなりません。

(情報の公開)

第30条 行政は、村民との協働を推進し充実したものにするため、村政に関する情報を積極的に提供し、村民との

情報共有を進めていくものとします。

(個人情報保護)

第31条 行政は、個人の権利や利益を守るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を取らなければなりません。

(危機管理体制の確立)

第32条 行政は、村民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うことができるよう、危機管理体制の整備に努めます。

2 行政は、村民、議会及び関係機関等との連携と協力を図りながら、災害時に備えます。

## 第9章 連携と協力

(村外の人々との連携)

第33条 村民、議会及び行政は、さまざまな活動や取り組みを通じて、村外の人々との交流の促進と連携を図り、その知恵や意見をむらづくりに活用するよう努めるものとします。

2 行政は、前項のような活動に対する支援に努めるものとします。

(広域連携)

第34条 行政は、国、県、近隣市町村及びその他の機関との情報共有と相互理解のもと、それぞれの自主性を保ちながら連携し、協力し合いながらむらづくりを推進するものとします。

## 第10章 条例の見直し

(この条例の検討及び見直し)

第35条 行政は、この条例がむらづくりの推進にふさわしいものであるかどうか等を、必要に応じて検討するものとします。

2 行政は、前項の規定による検討を行う場合、第20条で規定する委員会の意見を聞かなければなりません。

3 行政は、第1項の規定による検討の結果、見直しを必要とする場合は、村民の意向を適切に反映しながら、必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。





# 田野畑村総合計画

後期基本計画

【令和8年度～令和11年度】

岩手県田野畑村